
出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木仁	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	平間清志	君
子ども家庭課長	鈴木俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	安彦 秀昭 君
税収納対策監	佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 幹	曲竹 由起子
主 査	佐山 亨

議事日程 (第2号)

平成28年9月6日(火曜日) 午前9時30分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 広 沢 真 議員
- (2) 白 内 恵美子 議員
- (3) 斎 藤 義 勝 議員
- (4) 秋 本 好 則 議員
- (5) 佐々木 裕 子 議員
- (6) 佐々木 守 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番平間幸弘君、2番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

11番広沢真君、質問席において質問してください。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） おはようございます。

11番広沢真です。大綱2問、質問させていただきます。

1 問目。子どもの医療費助成制度の拡充について。

子どもの医療費助成制度は、全国的に制度の拡充が進んできています。県内でも18歳までの助成を行う自治体を頂点に、義務教育終了までの助成を行う自治体が主流になりつつあります。

これまで、全国で最下位の助成基準だった宮城県が、多くの世論に押され、ついに拡充の方針を固め、8月19日の県議会保健福祉常任委員会で、これまで3歳未満だった助成を就学前まで引き上げることを発表しました。そのことを受けて、子ども医療費助成のさらなる拡充をする自治体が出てきています。

柴田町では、これまで独自の上乗せで義務教育終了までの医療費の助成を行ってきましたが、

独自の上乗せに使ってきた予算をさらなる子ども医療費の助成拡充に使えるようになると思います。

昨年3月会議での一般質問で、子ども医療費の助成制度での所得制限を撤廃することを求めたときには、県の拡充があれば検討するとの答弁でしたが、町の考えを伺います。

- 1) 今回の県の助成拡充で、町の子ども医療費助成の拡充をする考えは。
- 2) 所得制限の撤廃は。

2問目、就学援助を必要な時期に支給できるように改善を。

6月の議会で、子どもの貧困問題を取り上げましたが、その対策の中でも就学援助制度の役割は大きい。その中でも、新入学時の準備に充てられるのが新入学児童生徒学用品費であり、入学時の新たに必要なものを購入する際には欠かせません。しかしながら、柴田町では支給が7月となっており、これでは入学の準備に充てる時期としては遅過ぎるのではないのでしょうか。また、新入学時以外の学用品費も7月と12月となっており、12月はともかく、7月では新学期の始まる際に必要なものを買いそろえるのにも時期が適切ではないと考えます。

そこで、伺います。

- 1) 新入学児童生徒学用品費の支給が7月、学用品費の支給が7月と12月になっている理由は。
- 2) 新入学児童生徒学用品費、学用品費を新学年が始まる前に支給できるように改善できないか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

1問目、町長。2問目、教育長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢議員の子ども医療費の助成制度の拡充について、2点ございましたが、一括でお答えをいたします。

現在、本町の子ども医療費の助成制度は、県の所得制限限度額を基準として、中学3年生の年度末までを助成の対象としております。宮城県は、平成29年4月から通院費助成の対象年齢を、これまでの3歳未満から就学前までに引き上げ、入院費をこれまでどおり就学前までとする方針を平成28年8月31日に開催された乳幼児医療助成費市町村担当課長会議で正式に示されました。

長年、私から市町村長会議において村井知事に対し、医療費助成について拡充を求めてきた

経緯もあり、今回十分とは言えないまでも、村井知事も拡充を決断した以上、私としても子ども医療費助成を拡充し、中学生までの通院費及び入院費の所得制限を撤廃することにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 大綱2問目について、お答えします。

2点ございました。

1点目の新入学児童生徒の学用品費の支給時期についてです。

就学援助は、柴田町児童生徒就学援助費要綱に基づき、就学援助を受けようとする保護者の申請により、要保護者・準要保護者に認定された場合に、対象費目について援助するものです。

準要保護の認定に当たっては、前年中の所得などの調査・審査を含めて、認否を決定することから、5月から6月にかけて認定作業を行ってきています。そのため、認定後、できるだけ早期に支給したいと考えておりますが、認定作業時期の理由から、新入学児童生徒学用品費の支給は、7月となっています。

また、学用品費につきましては、年間を通して学用品を購入するとの考え方から、7月と12月の2回に分けて支給しております。

2点目の新学期開始前の支給についてです。

新入学児童生徒の学用品費の現状の支給方法などについて、例えば早目に支給されないと購入することができないなどの保護者からの不満や要望は、現在のところ教育委員会には寄せられてはいません。

しかしながら、新入学児童生徒の学用品費は、入学時における学用品購入原資の性格もあることから、課題点を分析しながら、前年度において前倒しで支給する方向で前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） 積極的なご答弁、大変ありがとうございます。

まず、子供の医療費の助成については、昨年3月の時点で町長にも県の制度いかんだというふうなお話を伺っていましたが、早速ご決断いただいたみたいで、大変ありがたく思っています。

その意味で少し詳細をお伺いしたいんですが、今回、県の進学前までの拡充で、町がこの間負担していた3歳から小学校入学前までの独自負担分が軽減されるというふうに思うんですが、その分というのは大体どれぐらいの額になるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） いわゆる県の補助金のふえる額かと思いますが、今の試算でございますが、約1,590万円程度ふえる予定でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。今回所得制限の撤廃に必要なだというふうに思われる新たな予算額というのは、どれぐらいになる見込みでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 町の単独費であれば、1,020万円程度増額ということで、合わせて医療費全体が2,600万円程度ふえますので、県の1,590万円を引いた形の1,020万円程度が町の単独費でふえる予定になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、考え方としては県の助成額がふえることで、町の単独予算が丸々減るということではないですね。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 所得制限を撤廃するに当たりまして、1,000万円はやはり必要になっているということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 対象となる世帯はどれぐらいあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 対象は平成28年3月31日現在でございますが、今までは所得制限はございました。その人数が約4,758人、今回所得制限を撤廃しますと9,134人で、対象者が975人ふえるということになります。これで15歳以下の子供たちの医療費は全面無料化という形になります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、これによって医療費がふえるというふうに考えている、当然そうなんだろうけれども、何ていうんでしょう、その以外の部分で、例えばこの県の決定を受けて、近隣でも新たに制度の拡充をするというふうに考えているところがあるんですが、

この9月の議会では村田町のほうで18歳まで引き上げることが示唆されたようですが、例えばこれにプラスして、柴田町で今のところ県で言えば、恐らく最高の水準になる18歳までの無料制度を実現するとすれば、そこに対して必要な予算額というのは大体どれぐらいになるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 18歳で所得制限がない場合、町の持ち出しが約4,000万円ふえるということになります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 町長、この問題について、常日ごろから努力されているのはよく知っています、知事に対しても常日ごろから働きかけていただいているというのは百も承知で、あえて伺いますが、18歳に制度拡充するといった場合の考え方、以前にも伺っておりますが、県の制度の拡充も受けて、改めてお考えを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、県で1,500万円ほど増額するんですが、所得制限を外しても実際は2,600万円かかって、一般財源で1,020万円プラスしなければならないということでございます。それが18歳まで所得制限なしでやりますと、4,000万円という一般財源になりますので、やはりここにも宮城県のまた拡充があった際に考えていかないと、4,000万円であればほかの議員からも子供の貧困対策、新たな課題がいっぱいありまして、そちらのほうにもいろんな事業手当てしなければならないということでございます。今ほかの自治体と肩を並べて4,000万円単独事業支出するのは、困難ではないかというふうに思っております。

私としては、高校生は一応義務教育から外れておりますので、なるべくけがのないようにしていただくということで、そちらのほうに力を入れさせていただいて、あくまでも県がまた拡充するというのであれば、それに合わせた拡充策を当面は考えざるを得ないというふうに思っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 心情としては拡充をしたいという心情になっているのではないのかというふうに受けとめてはいるんですが、今回の県の拡充、進学前までなんですが、東北6県と比べましても、宮城県と同じ、今度上げる基準で同じ基準という点では、青森県と岩手県は就学前まで、山形県は小学校3年生まで、秋田県は小学校卒業まで、福島県は県として18歳以下に拡充をしたということなんですけれども、そこについて今後ともこれまでのスタンスどおり、

町長も含めて声を上げていていただけるのかどうかということも含めて、お気持ちを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり逆の立場で村井知事のほうを思えば英断だったというふうには思います。それ以上に英断だったのは、仙台市長ではなかったかなど。一気にまさか小学校3年生の通院を、中学校の義務教育まで上げるとは思いませんでした。実は、仙台市長のその決断に引っ張られて所得制限を今回外すという意味もございました。一番最初に知事に対し、医療費の拡充を求めたのは、柴田の町長でございました。そのときは援軍が余りなかったんですが、途中から市長会も町村会も医療費の拡充ということだったものですから、その先頭に立っていたのが、奥山仙台市長ということになります。奥山市長が一気に16歳までやったもんですから、私としても所得制限を廃止するのが精いっぱいかなど。ほかの自治体は子供が少ないものですから、一般財源としてそんなに影響ないのではないかと、うちのほうは子供が多いものですから、4,000万円という一般財源を一気に18歳までというのは難しいので、これからも県の、まずは小学校まで全て通院を拡充していただくように、働きかけるのが次の私の仕事かというふうに思っております。県がまた拡充したときには、18歳というのも当然やらなければならないというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 今のご答弁で最初は援軍がいなかったというお話なんですが、今回県の村井知事が決断をするという段に至った、その過程では県議会の中のほとんどの会派も含めて、子ども医療費助成の拡充についてのコンセンサス、合意事項になって、第一会派の自民党系の会派の議員も含めて、皆さんが県議会での質問で取り上げるというような状況にも世論が進んできております。

その点で、やはりさらに県に対して拡充を求めていくというのは、非常に大切なことだというふうに思いますので、ぜひとも、今後とも、町長も、そしてこの議会でも私以外にもこの間取り上げてこられている議員もおられますので、そういう方々とも協力しながら、世論を広めていきたいというふうに思っているところです。

具体的にこの拡充制度、拡充というか所得制限の撤廃は、いつから実施する予定になっているでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今の町長のお話ありましたとおり、撤廃するということであ

れば、今からの事務手続上、いろいろありますので、平成29年の4月から実施させていただきたいと思っております。それに関連する条例改正等については、今年度の12月会議に上程をお願いして、皆さんに周知を図らないといけませんので、今まで該当になっていない方もいらっしゃいますので、そういう方々に周知をさせていただいて、29年4月の医療分からという形になると今考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 周知の方法はどのような形になりますか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今まで所得制限に該当していて、医療費の助成の対象になっていない方には、直接文書でお送りしていきたいと思っております。また、お知らせ版等で周知させていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 多分大丈夫でしょうけれども、確認の意味で、例えば窓口申請に来て、しかし所得制限にひっかかりますというふうに周知された方以外の、要するに申請に来なかった方でも、網羅して周知をされるということは、されるのでしょうか。多分大丈夫だと思いますが。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 漏れなく周知させていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） よろしく申し上げます。

一つそうなる、私自身もこれまで要望してきた中身が一つ実現したという点で、大変嬉しいんですが、一つ懸念になっている部分があります。それは、国の政策として医療費の助成をやった自治体に対しては、国保の医療費、国の医療費負担分を減額するというペナルティーをいまだに制度としては行っています。この子ども医療費助成制度は、今統計上も何らかのそれぞれ差異はありますが、何らかの子ども医療費助成制度を行っているのは、日本国内全部の自治体で行っているわけで、その中で国の制度上は全部の自治体に対して医療費負担分の減額ペナルティーを行っているということになるんですが、その影響、細かい部分もあるとは思いますが、子ども医療費の助成を拡充する、これまでやっていること自体に対してペナルティーがかかっていたわけですけれども、国の言い分としては、子ども医療費の助成をした場合に、見込みとして医療費の増が見込まれる、その分は国の負担分には入らないということで、減額の

対象になるわけですが、その分の影響というのは今後どうなっていくのかということをお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 子ども医療費に関して、医療費助成でのペナルティーというふうなことだと思うんですが、今現在で柴田町のほうには、ペナルティーがございます。平成26年度のデータでしか手元にはないんですが、子ども医療費の助成を現物給付、窓口での支払いをなしというところに対してのペナルティーです。町のほうでは、0.84何々というふうな数字になりますので、窓口でお金を支払っているところは、1.0で計算をされていて、ペナルティーはありません。

柴田町の26年度の試算をしてみましたところ、国保の国庫負担金、療養給付費等負担金と、あと財政調整交付金の算定で減額調整の措置なんですけれども、両方合わせて932万3,000円が町として減額されている金額というふうになります。

子ども医療費助成の枠を拡大すると、減額対象の医療費もふえてくることから、こちらの金額も上がってくるというふうに予想はしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） その932万円という金額は、子ども医療費の分だけなんですか。というのは、国のペナルティーというのは医療費助成にかかわる制度全てに対して対象になるものですから、例えばひとり親家庭の医療費助成制度でありますとか、あるいは障がい者関係などなど、介護関係などなどに対しての医療費の助成をやっている場合に、全てにペナルティー対象になるわけですが、その単独の部分で932万円という金額が出されているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 現在ペナルティーが来ているのは、柴田町の子ども医療、15歳までの医療費に係る全体に対するペナルティーです。心身障がい者の医療費助成や、母子・父子の医療費助成のほうは償還払いですので、そちらは1.0そのまま掛けてありますので、現物給付を行っている子ども医療費だけが対象となっています。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうでした。償還払いの場合にはペナルティーの対象にならないというのがありました。

そうすると、現物給付になっている子ども医療費だけで932万円ということなんですが、た

だ同様の制度として、母子・父子医療、この場合には子供たちの医療費だけではなく、保護者の方の医療費も助成の対象になりますが、償還払いというのはかなり大変なことになっているのではないかというふうに思われるんですが、ちょっと同様の制度という意味で、もし今お答えいただけるのであれば、比較してひとり親家庭ですから、全体の子ども医療費とのかかわりでいうと、数的には多くはならないというふうに思いますが、今大体どれぐらいの方が受けているのでしょうか。もし、資料があればですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 申しわけございません、今ちょっと手元にその資料ございません。（「じゃあ、後でいいです」の声あり）

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。その点で言うと、これだけにペナルティーがかかるということですけども、現状、去年、おとしあたりから、国会でも政府の子育て支援の方向性から外れるのではないかという議論があって、社会保障制度審議会、政府の諮問機関などでも議論の俎上に上ってはいますが、会議のたんに先送りにされているという現状です。現状で、社会保障推進審議会で出されているのは、今年度中に方向性を出すというようなことになっていて、このペナルティーを廃止することに対しては、司法3団体も廃止の方向性で一致していて、世論はペナルティーをなくすという方向に進んでいるんですが、なかなか、特に自治体の代表者からはなくすべきだと言われていますが、審議会に参加している学者の皆さんなどが、例えば負担の原則を忘れさせるべきはないとか、そういうような意見が出て、結局のところ議論がまとまらずに先送りされるということがあります。

その点では、この部分も含めて町長もご存じでしょうけれども、ペナルティーをなくすという方向での議論でぜひ、世論を喚起する上でも発言していただきたいというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか、町長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 国が音頭をとって、子育て支援に力を入れろと言って、各自治体が本当に一般財源で今回やっと所得制限を外させていただいて、努力しているにもかかわらず、私も900万円も減額されているとは、ちょっと何をやっているんだと、国のやり方はちぐはぐではないかというふうに思います。

やはり、こういうことにつきましても、国に対し物申すのは柴田の町長しかいないもんですから、いろんな会議でこのペナルティーをなくすように、あらゆる機会に申し入れをさせてい

ただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） よろしくお願ひします。

その点で、子ども医療費の助成制度の拡充というのは、今全国の流れで、大体最終目標というか、18歳までしていこうというところが、多くの自治体の目標になりつつあるという感じですか。その意味でも、もちろん先ほど来からお話ししている、あらゆる機会においてこの部分を進めるよう声を上げていかななくてはいけないというふうになると思いますし、そのほかにもぜひとも独自努力の中で進められるよう、すぐにはできないでしょうけれども、その部分の検討をしていただきたいというふうに思います。その意味で、今回の積極的なご答弁ありがとうございました。

では、次の質問に移ります。

就学援助を必要な時期に支給できるように改善をとということですが、この問題、実は国会でも議論になりまして、その際、厚生労働省が通知を出したということがあるんです。これについては、平成27年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について、これは昨年8月24日付で出されているはずなんですが、この部分については、町としてどういうふうに捉えておられたのかということ伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 追加分の就学援助費については、事務対応については対応願ひたいというふうな文書だと思います。それについては、理解はしていたのが現状です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） その中で、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮することというふうになっていたんです。これは私自身も気がついていなかったもので、なぜかというふうなことは問うのはおこがましいんですが、その意味で改めてやっていると、就学援助の入学準備金をこれまで7月に支給するというので、先ほどの教育長のご答弁でも、実際に審査をして、支給するまでの手続の関係で、7月になっていたんだというふうなお話でしたが、その点でもし、例えばこれを3月、入学の前の月に支給するといった場合に、今一番改善しなくてはならないと考えるのは、どのあたりでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 現在の事務処理と職員数を踏まえれば、前年中の所得に対する

計算並びに事務処理を考えると、恐らく前年度所得に対しての計算上は、かなり無理があるというふうな判断をしております。

ですので、今回次年度以降、新入学児童に対しての年度末ですか、前年度の前倒しの分の支払いというふうな考えであれば、前々年の所得に対しての計算を踏まえた形での支給というふうなものにしていかなければならないと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） それは、実際に可能なのでしょうか。実際にやっているところもあって、3月の支給をやっている、例えば福岡市などは、就学援助の申し込みを年明けの1月4日から始めて、1月末日までの申込期間で、小中学校に新たに入学される、新規で就学援助を申請すると考えられる対象のいる層に周知をしてやっているわけですけれども、そういう1月からの申請の期日を設けるという点について、前年度の所得のデータなどを審査するという事になると思うんですが、その点で実現は可能でしょうか、先ほど前向きにご検討ということがありましたので。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 考え的には、中学1年生になる子と、小学1年生になる子という考え方があると思います。中学1年生になるお子様に対しては、前年の所得がございまして、そのデータ踏まえれば可能だというふうに判断をしております。

ただ、小学1年生の新入学児童に対しては、入学時に対しての対応を今現在やっておりますので、今月就学児健診といろいろございまして、それを踏まえた段階でのデータを取得しながら対応していくというふうになると思いますが、その事務処理上、可能という方向で今考えてはおるんですが、実際的には事務処理まだちょっと検討段階ですので、前向きに次年度対応するという方向で今検討しながら、事務処理がスムーズにできるような方向性を今検討しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） ぜひやっていただきたいんですが、その際、やはり一番大変なのは、所得等の条件を審査するスタッフなんですか。その辺の配置をどうするのかという、現行のスタッフで仕事をさらに上乘せしてやるのか、それともそのためのスタッフを増員するのかという点をどのように考えておられるか、その辺を教育委員会とそれから町長部局とのすり合わせなども必要だというふうには思うんですが、必要な場合、人員の配置も可能なのかどうか伺いたいんですが、どちらに質問したらいいんでしょうか。その辺をお答えいただきたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） お答えします。

教育部門と当然調整は出てきますし、今回お話ししている作業がどれほどのものかということもあろうかと思えます。最終的に絶対数、職員の絶対数がありますので、その中の工夫ということになりますし、できれば現行、配置のままで工夫を整えば一番いいのかというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） その辺を厳密に見ていただいて、滞らないよう、実現可能なような人員の配置も含めた検討をぜひお願いしたいというふうに思います。

先ほど教育総務課長がおっしゃっていたんですけれども、小学校から中学校に新たに入学されるお子さんで、小学校のときから就学援助を受けている方の場合と、親御さんの経済状況の変化もあって、小学校から中学校に上がるに当たって、新たに就学援助を受けなければならないというふうな状況に陥る子供さんもまた別におられると思いますが、その辺の区別は必要なので、当然小学校から就学援助を受けているお子さんが上がった場合の対応というのは、現行でもすぐというふうに言うに変かかもしれませんが、対応はできなくはないですね。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。（「参照する資料が違うというのがありますが」の声あり）

○教育総務課長（伊藤良昭君） 広沢議員おっしゃるように、1月1日時点であれば、前年度の源泉徴収票並びに収入を判断できる材料があると思います。当然、教育総務課で判断できるという部分は限りなく少ないんですが、税務課等の協力によって多分対応になると思うんですが、事前では申告書の写しとかというのが最善的なデータとは思いますが、それも2月から3月までの部分なので、かなり時期的には厳しい状況にはあると思います。

ただ、議員おっしゃるとおり、5年生時においてのデータをいただきまして、その翌年、所得変動はございますが、去年は所得があったけれども、ことしはなかったというふうな、例えばその方々という方については恐らく1月の時点で前年度見ない限りはわからないという部分は発生するかと思います。

それについては、要検討とは思いますが、その時点でわかるときにしか私どものほうでは判断できないので、その救済措置がどれぐらいできるのかというのを踏まえながら考えていかなければいけないとは思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） そういう点で、所得関係の書類、納税関係の書類という点だけで参照するという点では、非常に難しい面もあるんですが、例えば先ほど上げた福岡市で参照している証明書類だと、例えば生活保護の停止・廃止決定通知書、当然就学援助の対象になるのは、生活保護の対象になっていない方、要保護世帯になっていない方のところが対象の最低条件になっているわけですが、要保護じゃなくて、準要保護が必要かどうかという点での判断基準としてはこれがまず一つ、これまで保護を受けてきたけれども、そこから外れた人、それから前年度、前々年度の市県民税非課税証明書、または減免通知書、それから国民年金、あるいは国民健康保険の保険料全額減免を受けている方の国民年金保険料免除申請承認通知書、それから減免承認決定通知書、それから親御さん、保護者の方の職業関係でいうと、職業安定所登録の日雇い労働者の方、または生活福祉金貸付制度の貸し付けを受けている方については、日雇い労働被保険者手帳でありますとか、生活福祉資金貸付決定通知書、それからこれは町でも当然参照されていると思いますが、児童扶養手当証書などの幅広い部分での証明書類の提示によって受けられる、受け皿を広くとっているということです。

その部分も含めた参照していただくことによって、さらに決定というか支給ができるというふうに考える幅広い考え方をとることができるというふうに思うんですが、当然今上げた中でも町でもやっているというのはあると思うんですが、その部分でいうと、必要な証明書類を幅広くとるといってお考えはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 議員おっしゃるとおりの内容等で私のほうでも精査はしております。ただ、最終的には議員ご存じのとおり、生活保護費に対する1.3というふうな範囲内の部分で対応はしておりますので、原則としてはやはり所得状況のわかるものというのを提示させておりますし、現状であればその内容を踏まえたボーダーラインは決定するというのは、最終的にはございますので、広範囲によっていろんな内容を検討できる材料としては、私のほうでも検討しているのは当然現状であります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。

その部分を含めて検討をお願いしたいのと、それから前向きに検討する点では、3月に支給をするという点での前倒しで申請の期日をとるといっても含めて、ご検討いただきたいという部分はあるんですが、さらにそこから漏れた方々、例えば4月に申請をせざるを得ない状況があった方、申請申し込み以降に引っ越しをしてきたとかということがあった場合の対応につ

いてはどのように考えられるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） そのような方に対しても、その時点で審査をしまして、該当するという方向で申請は受け付けております。ですので、柴田町においてはホームページにも掲載しておりますし、随時受け付けをしているというのが現状です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） そういう方に対しても速やかに審査をして、決定をしていただくということが必要だというふうに思いますので、そうですね、新入学の時点でのことであれば、3月まで間に合わなかった方で、4月というのが多分最も遅くなる時期だというふうに思うんですが、その場合も既にやっている方、先ほど上げた福岡市などは、4月に申請があった場合でも5月の中旬に支給をするというような決定をしているようなので、ぜひそういう部分も含めた穴のないようなことを前向きに検討していただければというふうに思います。

6月の議会でも子供の貧困問題取り組んでまいりましたが、その中でも一つ、かなり大きな部分を占める就学援助、生活保護、要保護世帯にはならないけれども、しかしかなり困難を抱えている世帯だと考えている部分について、ぜひとも前向きに検討、そして実施に至っていただきたいということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） 広沢議員、ここで広沢議員に大綱1問目の答弁で保留となっておりました母子・父子世帯数の件について、子ども家庭課長のほうから答弁をさせます。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 申しわけございませんでした。今現在の母子・父子の家庭世帯数でございますが、母子家庭が325、父子家庭が24、合計349世帯となっております。以上です。

○議長（加藤克明君） これにて、11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

次に、15番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） おはようございます。15番白内恵美子です。3点質問いたします。

1点目。「子どもの幸福度」の視点を持って子育て支援を。

子供を取り巻く環境が年々悪化し、日本の子供の貧困率は16.3%に達しています。今、喫緊の課題は、子供の貧困の連鎖を断ち切り、子供が幸福を感じることのできる社会の構築です。

慶應義塾大学の小林良彰教授は、著書「子どもの幸福度」平成27年度発行において、貧困の

負の連鎖を断ち切るため、どのように社会環境を整備すべきかを明らかにするには「子どもの幸福度」に焦点を当てることが重要であると述べています。

「子どもの幸福度」の構成要素として、健康、地域・家族、安心・安全、教育、豊かさの5つの分野を取り上げ、各種統計データを網羅的に収集・分析を行い、その結果を都道府県データとして掲載しています。

宮城県は、47都道府県中、5分野の総合で28位ですが、教育の分野では41位です。特に、歳出総額における小学校・中学校費の割合が47位、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」では小学生が47位、中学生が42位です。

幸福度全国1位は、子ども・子育て支援に県を挙げて全力で取り組んでいる福井県です。本の中には、福井県の事例が多数取り上げられており、柴田町としても学ぶべき点が多いと考えます。

「子どもの幸福度」は、子供本人に責任があるのではなく、子供を取り巻く環境要因によって決まります。そのため、各自治体の果たすべき役割は大きく、自治体の努力次第で成果が確実にあらわれます。柴田町においても、国や県の対策を待つのではなく、住民に一番身近な自治体として、町内の子供たちの幸福度がアップするよう、最善の努力をすべきではないでしょうか。町の考えを伺います。

- 1) 宮城県のデータをどのように受けとめていますか。
- 2) 多彩な施策を展開している福井県の子ども・子育て支援策をどのように考えていますか。
- 3) 宮城県のみやぎ子ども・子育て幸福計画には、7つの施策が明記されています。現在、県と連携し、柴田町で実施している事業とその内容は。また、未実施の事業の今後の予定は。
- 4) 今後の柴田町の教育や子育て支援に、「子どもの幸福度」の視点を持って取り組むことを提案します。

2点目、「幸せリーグ」への参加を。

地方自治法第1条の2に、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする明記されています。住民の福祉の増進とは、すなわち住民の幸福の向上です。この住民の幸福を向上させることを目的に設立されたのが、住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合、通称「幸せリーグ」です。

設立趣意書には次のような言葉があります。「今日、急速な少子高齢化やグローバル化など、社会経済状況は時々刻々と変化しており、行政の課題はますます多様化、複雑化している。こ

のような状況の中で、住民に最も身近な自治体である我々基礎自治体が果たすべき使命とは何であろうか。それは、住民の悩みや願いを受けとめ、その声に真摯に向き合い、地域の将来を見据えて、新たな課題に果敢にチャレンジしていくことを通じて、誰もが幸福を実感できる地域社会を築いていくことである。真に幸福な地域社会を築いていくためには、個々の自治体が日々懸命な取り組みを進めていくのはもちろんのこと、同じ問題意識を共有する基礎自治体同士が連携し、互いに学び合い、持てる力を結集し、補い合うことが重要である」。

今後の町政運営において、他の自治体との情報共有、連携、協力は欠かせません。柴田町としても、ぜひこの「幸せリーグ」に参加することを提案します。また、「幸せリーグ」に対する町の考えを伺います。

1) 「幸せリーグ」の取り組みをどのように考えていますか。

2) 「幸せリーグ」への参加を検討したことはありますか。

3) 平成25年の設立以来、年々参加自治体がふえています。参加自治体の連携・協力が進んでいるあかしなのでは。

4) 柴田町が「幸せリーグ」へ参加することを提案します。

3点目。宮城県子どもの貧困対策計画に掲げる施策の実施を。

宮城県は、平成28年3月に、子どもの貧困対策計画を策定し、計画の推進体制及び進行管理に市町村との連携を掲げています。今後、柴田町として子供の貧困対策をどのように推進していくのか伺います。

1) 県は町に対し、この計画内容を十分に説明していますか。

2) 「IV 指標の改善に向けた具体の取組」では、学校をプラットフォームとして位置づけ、教育と福祉の連携による施策の推進が明記されています。町教育委員会は、他の関係機関とどのように連携しますか。

3) 同じく「IV 指標の改善に向けた具体の取組」では、各種事業の実施主体が市町村となっているものが多い。町では対象となる事業をどのように推進していく考えですか。

4) 就学支援の充実には、就学援助事業の対象費目に、校外活動費や体育実技用具費、クラブ活動費等が明記されています。町では、対象費目の見直しを行いましたか。

5) 生活の支援には、ひとり親家庭支援員設置事業が明記されています。柴田町では、ひとり親家庭が多いことから、専任の支援員の配置が必要なのでは。

6) ひとり親家庭や、生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援には、子ども食堂の設置やフードバンク活動について、調査・検討を進めると明記されています。計画策定から半

年が過ぎていますが、調査・検討はどこまで進んでいますか。

7) 宮城県では、計画策定に当たり、ひとり親家庭の調査を実施し、その調査結果を公表しています。自由意見が646件寄せられ、県や市町村に望むことには、「福祉制度についての情報、もっと親切な説明とPRを」「窓口職員の対応に問題、質の向上を望む」「福祉制度全般のさらなる充実、きめ細かい配慮、見直し」との意見が多数上がっています。町として、この声なき声をどのように受けとめていますか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内議員から大綱3点ございました。

随時お答えいたします。

まず、1点目。「子どもの幸福度」の視点でございます。4点ほどございます。

第1点目。貧困の負の連鎖を断ち切るため、所得格差に着目した支援だけではなく、子供自身が幸福であると感じられる社会環境を整備するといった「子どもの幸福度」に焦点を当てた政策展開は重要だと認識しております。

今回提示された指標は、都道府県別の統計的手法を用いて分析したものであり、経済的要因だけでなく、子供の心理的要因や体力のような潜在的要因、家庭環境の要因が含まれており、宮城県の現在置かれている位置がわかるなど、この点では町としても参考になる点はあるものと考えております。

しかし、あくまでもここに示されたデータは、限定された評価項目に基づくものであり、全体像を示しているとは思っていませんが、ここに示されたデータから読み取れば、宮城県については他の都道府県と比較しまして、安心・安全の分野は上位に位置し、健康、地域・家族、豊かさの分野は平均的な位置にあり、教育分野が下位となっているようでございます。

特に、教育分野の歳出総額に占める小学校費の割合及び歳出総額に占める中学校費の割合の順位が最下位となっておりますが、これは特殊要因として、東日本大震災以降の復興関連予算で、県の予算額が大きく膨らんだために、総体的に比率が小さくなったのではないかと考えております。全体としては28位であり、全国の平均的な位置にあると受けとめております。

2点目。福井県において、第3次福井県元気な子ども・子育て応援計画に基づき、つながりの力を生かした縁結び推進、職場も出産・子育てを応援、家庭や地域の支えにより楽しく子育て、子供の成長を支える幼児教育・保育充実を重点項目として福井県全体の多種多様な子ども

も・子育て支援施策として実施される事業の中には、宮城県より進んでいる取り組みがあると認識しております。

3点目。みやぎ子ども・子育て幸福計画は、宮城県次世代育成支援行動計画と、宮城県子ども・子育て支援事業支援計画をあわせて策定したものであり、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5カ年としています。

柴田町においても県と同様に、子ども・子育て支援事業計画を策定しておりますが、その中には次世代育成支援事業計画を包含して作成しております。名称は違いますが、内容的には同じものです。

県との連携による未実施の事業についてですが、市町村事業として位置づけられている子ども・子育て支援事業計画における13の事業がありますが、そのうち病児保育事業などの5事業が未実施となっております。このうち利用者支援事業については、実施可能と考えておりますので、実施に向けて検討してまいります。

4点目、幸福度の視点を持って取り組むことということでございますが、柴田町の教育や子育て支援においても健康の維持、地域・家族の分野における子育て支援や、子供たちの社会参加、安心安全分野における交通事故や公害の抑制、教育における学力の向上、豊かさの分野での職業訓練センターにおける自己啓発の実施など、十分とは言えないまでも「子どもの幸福度」の視点を持って取り組んでいるところでございます。

さらに、今後は大きな社会問題となっている子供の貧困問題において、今年度から取り組んでおります子どもの貧困対策整備計画作成基礎調査の中でも、「子どもの幸福度」の視点も取り入れることができるかどうかも含め、総合的な視点から検討してまいります。

大綱2点目。「幸せリーグ」の関係で、4点ほどございました。

1点目。「幸せリーグ」は物質的な豊かさや経済効果だけでなく、住民が幸せを実感できる区政を目指し、全国の自治体に先駆けて荒川区民総幸福度の取り組みを進めている東京都荒川区長が発起人代表となり、茨城県つくば市長、京都府京丹後市長とともに、市町村に呼びかけて設立趣旨に賛同した52の基礎自治体とともに、平成25年6月に設定された基礎自治体同士の連合体です。

設立後は、全国市長会総会の日程に合わせて、各自治体の首長が出席して開催される年1回の幸せリーグ総会と、各自治体の実務者担当による実務者会議を定期的で開催し、参加自治体の住民の幸福度実感向上の取り組みに関する報告をしたり、実施施策や課題、政策過程におけるノウハウなど、生の情報や意見を交換するグループディスカッションを行っているとのこと

です。

このことから「幸せリーグ」の取り組みは、住民の幸福実感向上を目指していくという同じ目的を持つ基礎自治体同士が連携して連合体を結成し、政策の互換性を高めていくという取り組みの一つであると考えております。

2点目。「幸せリーグ」の事務局に確認したところ、荒川区民総幸福度の取り組みについて、荒川区を視察したり、講演依頼を受けた自治体や以前から荒川区などと交流があった自治体を中心に呼びかけたということであり、本町は発起人からの直接の参加呼びかけをいただいておりますませんでしたので、これまで参加を検討したことがございません。

3点目。平成28年8月現在の参加自治体は95団体であり、設立時の52団体より増加していることから、住民の幸福実感向上を目指すという同じ目的を持った自治体がふえているようにございます。

4点目。先進的な自治体同士による新たな政策集団組織への参加要請は数多くありますが、その大半は総会と担当者会議が行われている程度となっているのが多々ございます。中には、自然消滅してしまう場合も散見されますので、今回、初めて伺いました「幸せリーグ」の取り組みについては、今後、幸福度指標の活用手法や効果等について、柴田町に当てはまるのかどうかを検証し、参加することの意義も含め検討してまいります。

3点目。子供の貧困対策で7点ほどございました。

まず1点目。県からの内容説明でございますが、内容につきましては、国が策定した子供の貧困対策に関する大綱の指標に基づき、既に公表されている全国と県の数値の比較を行い、施策の効果等の検証を行っていくものです。

実施する事業内容につきましては、県が既に取り組んでいる事業と、国が貧困対策として拡大・拡充する事業を羅列したものとなっております。また、子供の貧困に関する指標も県独自の指標は少なく、国の指標のみ記載されている部分も多い内容となっております。当然国と同様に目標とする数値は、掲げられておりません。

町に対しては、本年4月に市町村担当者会議が開催された折、県の策定した計画について、概要的な説明が行われましたが、詳細な内容説明は行われていませんでした。

2点目。県の計画において、「学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開」では4つの施策が挙げられておりますが、その一つに学校を窓口とした福祉関連機関等の連携がございます。町教育委員会では、専門性を有するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、自立支援相談員、心のケア支援員などを配置し、貧困問題はもとより、ほ

かの問題を抱える児童生徒の問題解決を進めております。事案の内容によっては、町の関係部署はもとより、教育機関や児童相談所などの福祉機関との連携により、情報の共有化、ケース会議の実施など、柔軟に対応しております。

このように、子供たちの健やかな成長のため、学校を窓口とした福祉関連機関等との連携を図りながら進めておりますが、社会状況が変化していく中、より効果的な連携に努めてまいります。

3点目。本計画の事業で、実施主体が市町村となっているものにつきましては、一般の市町村が実施主体となるものと、福祉事務所を置いている自治体が対象となるものが同列で記載されており、そのため本町が対象外となる事業も含まれております。

本町が実施可能な事業は、計画に掲載されている事業のうち、教育関係や子育て支援関係の19の事業が対象となりますが、既に実施している事業は、学力向上推進事業やひとり親家庭等日常生活支援事業など、17事業となっております。

今後必要と思われる事業につきましては、本町の貧困対策整備計画策定の中で検討してまいります。

4点目。就学援助の関係ですが、義務教育段階での就学援助については、学校教育法第19条、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとの規定に基づいて実施しているものです。

宮城県子どもの貧困対策計画の取り組みの一つである、義務教育段階での就学支援の充実の中で、就学援助事業の対象費目として、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費など、12費目が挙げられているのは承知しております。本町で対象としている8費目に新たな追加は行っておりませんが、今後も本町の就学援助制度について、他の自治体の状況も調査しながら、宮城県子どもの貧困対策計画を考慮し、適切に検討してまいります。

5点目。ひとり親家庭支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定する母子・父子自立支援員のことで、設置については県と市及び福祉事務所を設置している町村が認められているもので、柴田町は該当しません。仙南地区では、仙南保健福祉事務所に1名配置されております。本町につきましては、県のひとり親家庭支援員と連携しながら、ひとり親家庭の支援を行ってまいります。

6点目。子ども食堂の設置やフードバンク活動についての支援は、県社会福祉課の生活支援班が検討しているところですが、まだ支援内容について検討中との回答をいただいております。

7点目。町といたしましては、子育て支援ガイドブックの作成を初め、各制度に係る説明用

パンフレットを必要な方に配布し、制度の周知を図っております。また、県においても毎年度、ひとり親家庭支援ほっとブックを該当世帯数分作成し、各市町に配布しております。町は該当世帯に配布したり、窓口で差し上げたりしております。今後も職員の研修会への参加を促し、職員のスキルアップを行うとともに、窓口の適切な対応に努め、福祉の向上を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

10時50分から再開します。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

白内恵美子さん、再質問ありますか。

○15番（白内恵美子君） この「子どもの幸福度」の本の中のデータで、宮城県が28位なんですが、岩手県は総合で9位、秋田県は総合で3位、山形県は6位です。教育の分野だけで見ると、秋田県が1位、岩手県が14位、山形県が11位です。やはり東北で頑張っているところは、きちんとこういう指標を分析した結果で出てくるんだというのが、やっぱりはっきりすると思うんですね。

要は、柴田町はこの宮城県の中にありますので、なかなか町単独でいろいろやるというのは難しいことだとは思っています。でも、やれることがあると思うんです。例えば、福井県の事例を挙げたんですが、どういうことを学びましたか。さっきは、少ししか町長の答弁では出てなかったんですが、ふくいエンジェルねっとプラスを見ると、たくさんの事業がもうネットで調べられるんですが、調べましたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） ホームページのほうでは拝見させていただかなかったんですけども、今白内議員のご紹介いただいた本を購入させていただいて、それを読ませていただきました。それで、いろいろ3人っ子政策とか、そういうのは拝見させていただきました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今は、本当にネットでいろいろ調べられますので、どうぞ見てみてください。福井県でやっている子供の食物アレルギー対応レシピ集とか、こういう作り方をす

れば、給食に似せてつくれるんだとか、そういうのがもう写真入りでつくり方まで入っているんです。そういうことを柴田町も、例えば自分たちのところでつくるのが難しかったら、お願いをして使わせてもらうという考え方だってできます。そうすると、アレルギー持って大変だと思っているご家庭の方でも利用できるし、それからもう一つ、新米パパの子育てブックというのも福井県ではつくっているんです。「パパチケット、今日からはじめるパパライフ」というのがあって、パパが子育てするとみんながハッピーになる、家族みんながハッピーになるということが書いてある。そういうことをまねても、何をしてもいいから、進んでいるところのを参考にして、できることを考えていくということができると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 私もホームページ、今印刷したのを持っていました。済みませんでした。いろいろ子育てマイスターの本だとか出されていますし、今柴田町でも取り組めそうなものについて、このホームページいろいろ見させていただきましたので、その中でヒントになるようなものがあれば、それをちょっと取り入れさせていただければと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今はどこの自治体でも、本当にホームページでいろんなことを紹介していますので、いろんな参考になることはたくさん載っていますので、取り入れていくというのはとても大事だと思います。

みやぎ子ども・子育て幸福計画の冒頭の挨拶で、村井知事がこんなことをお話ししています。「こどもは、宮城の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや親の幸せはもとより、我が県の未来を構築することにつながる県全体で取り組むべき最重要課題の一つです」。

県全体で取り組むには、市町村との連携が欠かせないんですが、この計画ができたことで、特に県と町の連携が進んだとか、そういうことはあるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） このみやぎ子ども・子育て幸福計画ということでございますが、それと連携しまして、柴田町も同様に柴田町子ども・子育て支援事業計画というのをつくっており、それと連携して進めております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最初の質問の3番で、現在県と連携し、柴田町で実施している事業と

その内容はというのをに入れておいたんです。それと、また未実施の事業の今後の予定はというところ、町長答弁ではさらりとしておりましたが、本当はもっと調べているのではないのでしょうか。詳しく答弁を求めます。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 地域子ども・子育て支援事業ということがございまして、13事業全部でございまして、柴田町におきましては、8つ実施中でございまして、それで、未実施が5つございまして、その5つを今から申し上げますと、利用者支援事業、子育て短期支援事業、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業と、この5つがまだ実施されておられません、先ほどの町長の答弁のように、申したとおり、利用者支援事業、これについては検討して実施していきたいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） あとの4つの事業はどうなりますか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 済みません。子育て短期支援事業については、児童養護施設等に一時的にショートステイ、あと夜間養護事業というトワイライトステイ事業ということで、ちょっと今の段階で町は難しいと考えております。

同じように、病児保育事業、これについてもやはり病院の協力がないと、病児について一時的に保育するという事業を進めるのも、なかなか町として難しいと思っておりますので、今のところなかなか進めにくいということで考えております。

あと、実費徴収に係る補足給付を行う事業については、生活保護受給者対象に、日用品、文房具、その他教育に係る費用について助成するという事業でございまして、これについても今県のほうに問い合わせしたら、県内でもまだ3市町という形でまだ進んでいないということでございまして。

今後いろいろ生活保護の受給者を対象に進めていくべきものではあると思っておりますが、今後検討してまいりたいと思っております。

あと、最後の多様な事業者参入促進・能力活用事業については、新たに新規参入していただいた、例えば柴田町であります、小規模事業所の方々について、専門の方々を指導して歩くということでございまして、今の段階では柴田町については3つの小規模事業所と1家庭的保育所がありますが、その4つにつきましては公立の保育所が連携をとって、いろいろやっておりますので、改めて事業化をして、予算をとってという形ではなく、バックアップをしながら

公立保育所が連携しながら、進めていくということで、今のところは事業としては考えておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 病児保育については、もう大分前から要望は出されています。町がやると決めて動き出せば、やれる事業ではないですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 要望は多々あるかとは思いますが、いろいろ各関係機関との調整も多く含まれておりますので、その関係機関との調整を進めながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） あきらめることなく、早急に取り組んでいただきたいと思います。

それから、平成27年度ひとり親家庭支援ほっとブック、宮城県が作成したのがありますが、先ほどの答弁で、町内のひとり親家庭に渡しているとのことだったんですが、全家庭に渡していますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 全家庭にお渡ししております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） では、県が子育て支援として行っているみやぎっこ応援の店事業とは、どういう事業ですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。どうぞ。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 済みません、中身ちょっと今確認させていただきたいと思います。済みません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 本来、このみやぎっこ応援の店というのは、子育てをしている家庭の支援のためのものですが、県民にも知らされないとだめな事業だと思うんですが、ほとんど知らない事業なのではないでしょうか。今すぐに答えが返ってこないということを見てもわかるように、大事な事業なのに伝わっていないと思うんです。そうすると、町内のみやぎっこ応援の店がどのくらいあるかも町としては把握していませんか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 申しわけございませんが、把握しておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） では、後で調べてお願いします。

この宮城県であれば、前は県内だけだったんです。みやぎっこという名前もつけていますが、それがことし4月から41道府県が参加し、それから来年4月には全部の都道府県が参加して、全国共通展開されるそうです。そうすると、全国どこに行っても子育て支援してくれる店では、何かの特典が得られるということになると思います。

こういうことをやはりきちんと知らせていくということが大事だと思うんです。子育て中の皆さん知らないでいる方が多いと思うんです。後で資料が出てきたら、ぜひぜひ町民に知らせていただきたいと思います。

では、幸せリーグのほうになります。発起人からの呼びかけがなかったので、このリーグに参加は検討したことがなかったという答弁だったんですが、全くこの幸せリーグというのが動き出しているということは、情報としては入っていませんでしたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 存じ上げておりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） この「『幸せリーグ』の挑戦」という本も出ているんです。私も知ったのは比較的最近なんですが、荒川区の子育て支援が余りにも素晴らしいので、調べているうちにこの「『幸せリーグ』の挑戦」のほうにいったんです。実は、この考え方というのがとっても私なんかは、本当にこれからの自治体の進むべき方向をきちっと示していると思って、本当に賛同するものなんですが、最初の質問事項にも入れておいたんですが、もう一つこういう言葉も入っているんです。設立趣意書には。「住民の幸福実感向上に向けた基礎自治体間の相互の連携・協力、自治体職員の学びの場を設けることにより、基礎自治体が互いに切磋琢磨し、行政運営の一層のレベルアップを図るものである。この幸せリーグの結成が、真に住民本位の行政の実現、そして、誰もが幸福を実感できるあたたかい地域社会の実現につながっていくものと確信する」というものなんです。

今これだけ大変な時代に、一つの自治体が頑張ってもやっぱり情報だって早々入らないし、幾らでも調べられるといえれば調べられるんですが、時間的にも限られている中で、思いを持った自治体が集まって、お互いに情報交換し、そして取り組んでうまくいったところをやはり示してもらうことで、本当に切磋琢磨により、質の高い行政運営ができると思うんですが、この考え方に対してはどうお考えでしょうか。町長ですね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 志のある自治体の首長、いろんな政策提言、参加を呼びかけられております。ですけれども、14年もやっていますと見ますと、やっぱり一部首長のパフォーマンスで終わっている自治体連合もございます。もちろん情報を集めるということは、大変大事なことで、いいんですが、先ほど申しましたように、子育て関係でも13の事業のうち、うちのほうでもやらなければならない事業がございます。それから、新たな制度改革が次々に出ていっております。まず、基本的なことをこなすということが一番最優先課題ではないかというふうに思います。

もちろん、他市町村の自治体の情報を集めるということも大変大事なことでありますが、余りにも自治体の規模、予算規模と職員の数も違う、そこに同じように努力するというのは、なかなか困難な面があるというふうに思います。

ですので、この荒川区の取り組みにつきまして、柴田町に活用できるのかも含めまして、検討させていただいて、もし必要とあれば参加する方向で考えていきたいと思っております。ただ、いろんな先進の自治体が来ますので、全部対応すれば職員もスーパーマンになるようなことになるんですが、限られた人数であれば、まずはやらなければならないことをきちっとこなした上で、その提案の趣旨も取捨選択していかないと、政策が拡散してしまうというふうになってしまいますので、吟味をさせていただいて、取り組みというふうに思います。

こういう政策提案をするということは、大変いいことだというふうには思いますが、続かないという実情もご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 参加自治体の一覧を見ると、今まちづくりで話題になっている自治体が結構入っています。それと、人口の少ないところから、本当に大きな都市まで入っているんです。岩手県だと北上市も新たに登録しています。この中で、先ほど町長、最初の答弁でもあったとおり、例えば総会と担当者会議のみのところもあるというお話だったんですが、この幸せリーグですごいなと思ったのは、実務者会議というのが6つのグループに分かれて、それぞれ専門的な観点から議論を行うんです。それが、本当に人口の少ない団体から、大都市まで一緒になって議論するわけですが、その6つのグループの中の3つだけ紹介したいと思うんですが、1つは「地方創生に関する総合戦略の策定における幸福度指標の活用と、計画策定後の実践」、例えば今本当に直面している問題です。それから、「地域間連携のあり方や実践」、もう一つが、「少子高齢化対策、雇用対策等」それぞれが自分の自治体で行われていることを報

告するところから始まって、一緒に検討していくという形をとって、きちんと報告書が出されています。報告書はネットでも確認することができますので、ぜひ見ていただきたいと思いません。

それで、実際幸福度の調査をするわけですが、その調査を行う自治体に向けたマニュアルの作成も行っているんです。調査の実施を予定している自治体にとって、有効なツールとなるという考えからやっているそうです。ぜひ、マニュアルもまずは活用してみませんか。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） マニュアル等もあると存じ上げておりませんでしたので、私どもで拝見させていただいて、どのような活用方法ができるものなのか、調査させていただきたいと思いません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 参考になるようならぜひ使っていただきたいと思いません。そして、早急に幸せリーグの参加を検討していただきたいと思いません。

最後に、子供の貧困対策に関してです。

まず、ひとり親世帯の所得状況というのが県で平成25年実態調査の結果が出ています。県で行った調査によれば、仙台市を除く県内の母子世帯の年間収入は、100万円未満が12%、100万円以上、200万円未満が33.8%となっており、200万円未満の世帯が45.8%となっています。

柴田町の状況はどうなっているか、把握していますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今現在、貧困対策整備計画の基礎調査に着手しております。

それで、今データ収集に当たっておりますので、そのデータに基づき、基礎数値を公表させていただきたいと思いません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 柴田町も余り変わらないんじゃないかなと思っているところです。というのは、平成27年度の柴田町の主要な施策の成果と予算執行の実績報告の個人町民税賦課の給与の平均所得が232万2,000円でした。ですから、これよりもはるかに所得の低い母子世帯がかなり多いのではないかと思います。年間収入と所得の違いというのは、どこですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 年間収入は、控除前の収入で、いろいろな控除をされた後の

数字が所得になります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ですよ。年間収入というのは、例えば賞与だったり、児童扶養手当、年金、養育費等を含む全世帯員の合計額です。所得だけではない。全ての収入を合わせても、200万円に届かない家庭が45.8%に及んでいると。きっと柴田町も同じくらいの値か、もしかしたら、もっと低い可能性も、比較的母子世帯の多い町でもあるんです。それで、232万2,000円の平均所得だったので、もっと低い可能性もあるのかなと思って見ていましたので、調査結果が出たら教えていただきたいと思います。

本当に実際この45.8%というのは、衝撃的でした。このような状況の中で、自治体に求められているのは、どういうことなんでしょうか。自治体として何がやれると思いますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 基礎自治体ができるものは、やはり経済的支援は国、県のほうでやっていただくしか、財政的にも厳しいですので、こちらとしてはやはり生活の相談、あるいは保育所の整備とか、そういう環境づくりを進めていくのが基礎自治体のほうの役割かと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） その中で本当にやれることがあるんです。探せばというか、これならすぐに町で取り組めるというものがあるかと思うんですが、例えば就学援助費の対象品目をふやしたらどうかという質問に対して、新たな追加は行っていない、他の自治体を見てというような答弁だったと思うんですが、これは別にほかの自治体はどうやっているかは関係ないんです。必要だと思われるものをふやしたらいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 議員おっしゃるとおりだと思いますが、予算等を踏まえながら検討している状況でございますので、現状においては現在の8費目というのを維持していくという方向で進んでおります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それでは十分ではないという声は、大分前から出ています。本当に子育てする中で、特にクラブ活動費なんか、好きなスポーツができなくなる状況だってあるわけです。そしたら、子供が心配しないで好きな部活動ができるように、その分を援助するというのは必要なんではないですか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 議員おっしゃいましたクラブ活動費につきましては、ほとんどの学校が現実には取っておりません。ですので、その費目に対して踏まえれば、援助という項目には若干対象にならなくてもいいのかなというふうに判断はしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） きちっと現状を調査して、必要なものは入れてほしいと思います。というのは、県はもう書いてあります。県の計画の中に入っているんですから、別に他の自治体がどうのではなく、県は必要だと思われるから入れたと思うんです。これは、町としてすぐに実行すべきじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 改めて申しますとおり、ほとんどの学校でクラブ活動費については、徴収していないので、子供に対する負担はかかっていないというのが現状でございます。ただ、生徒会費並びにPTA会費というのは、現実的には各学校全てに負担を強いておりますので、その他については今後とも検討していかなければならないのかなというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） クラブ活動費というのは、会費として集められる部分ではなく、必要なものを買うお金も含まれます。スポーツには、いろんな用具が必要だったり、それからユニフォーム、試合に出るときのユニフォームは町で用意するかもしれないけれども、練習するための運動着も必要になってくるかと思うんですが、そういうことも含めてクラブ活動費として必要なのではないですか。

そのほかに、最初の質問で入れておきましたが、体育実技用具費です。それから、校外活動費、これも重要です。校外での活動に対する支援。この3つは県が入れているんですから、当然必要なものだと思うんです。本来4月に見直しを行ってきちんと出すべきだったと思うんですが、今後いかがでしょうか。教育長、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今お話しされました体育実技用具費につきましては、現在子供たちに対しては、中学校であれば柔道というのを選択しているのですが、その柔道着に対しても学校側のほうで備品として購入しておりまして、それを使い回ししているということなので、各家庭に対しては負担は強くないという現状でございます。

校外活動費につきましては、就学援助の費目に柴田町入っておりますので、それについては対象というふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 柔道着は入っているとのことなんですが、例えばラケットが必要だったり、グラブが必要だったりする場合、それはどうなっていますか。やはり、みんなで同じものを使うということではなくて、個人で持たなければ自分に合ったものを選ばなければならないものはたくさんあると思うんです。それに対する援助は必要なんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 学校として指導している部分においての中身については、当然学校のほうで対象費目として徴収しているというのが現状でございます。例えば今バドミントンのラケットとかというのは、実際的には学校のほうではそれを準備しなさいというふうには指導していないので、費目に対しては当たらないというふうに判断して学校では徴収していないという現状になります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 済みません、今のところちょっとわかりにくい。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 済みません、個人としてバドミントンを例えばしているというふうな活動という形では、学校のほうとして体育実技用具費には当たらないので、学校としては徴収していないというのが現状ですので、今お話しされました例えばクラブ活動、こういうのが必要だ、例えば体育実技についてはこういう用具が必要だというのに対しては、学校側のほうで徴収している部分については、費用として徴収していないというふうな内容で考えているのが現状でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 個人で購入するラケット等についての支援が必要だと思うんです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今お話しされたとおり、現状では各個人の行動形態において必要という判断にはございますが、各家庭からのこれについては大変だというふうな、現状を私のほうでは吸い上げてきていないので、今後その内容が当然現時点において、そういう意見が多々存在するのであれば、今後とも検討する課題になると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） もっと声を聞いてください。大変な家庭はたくさんあるはずです。

それから、子ども食堂についてです。町内で子ども食堂の開設はありますか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今のところは聞いておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 1カ所、子ども食堂と銘打ってはいないんですが、子供から大人まで誰でも来ていいですよというところがオープンしています。それで、子ども食堂について、調査検討をする町の部署というのは、子ども家庭課なんですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今のところは子ども家庭課ということです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） では、現在子ども食堂は全国に何カ所ぐらいあるか調べましたか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 済みません、全部の箇所数まではちょっと調べておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 5月末で319カ所と言われていますが、その後開設が相次いでおりますから、500を超えるのももう時間の問題かと思えます。6月会議の答弁では、地方自治体が子ども食堂を運営しているところは把握していないとのことでしたが、市役所内で9月から子ども食堂を開設することになった秋田市の取り組みをどう考えますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 私も秋田市というお話、初めてお伺いしましたので、ちょっと戸惑っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 全国的には、児童館や児童クラブで開設しているところもあります。あきた子どもネットが指定管理をしている児童会館5カ所で、無料で親子ランチや夕食を提供しているとのことでした。

やはり、子ども食堂について、調査検討するという答弁を前にいただいておりますが、それであれば、きちっと調査検討したらいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今進めております子供貧困対策計画策定の中で、子ども食堂

についても検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） では、参考になるものを紹介します。豊島子どもWAKUWAKUネットワークによる「子ども食堂をつくろう！人がつながる地域の居場所づくり」、これ8月に実は発行されたので、最初にお渡しする時間がなかったんですが、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。内容は、子ども食堂の意義や、それから食堂のつくり方、各地の子ども食堂の紹介などです。とても参考になります。

大事なことは、子ども食堂というのは、単に子供の貧困対策だけではなくて、地域の人と人がつながるまちづくりそのものなんです。ぜひ、子ども家庭課だけではなく、多くの職員の方に読んでいただきたいと思います。

8月27日にせんだいこども食堂主催の子ども食堂のつくり方講座が開催されたので、私も参加しました。講師は、子ども食堂の第一人者で東京の豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長の栗林知絵子さんと、それから市民団体と行政との共同の基盤づくりを進めている川北秀人さんでした。これも、本当にとっても中身の濃い内容でした。これは、河北新報に大きく案内が載ったんです。開催の前に、それを見ても参加してみようとかは思わなかったんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 8月27日に開催されるということでございましたが、ちょっと参加できかねたので、申しわけなかったと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 8月18日の河北新報宮城版はごらんにはなりましたか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） その記事は見ております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） あれだけ大きく掲載されて、実は私はこの参加は前に申し込んでいたんですが、あんなに大きく取り上げられるとは正直思っていなかったもので、びっくりしたんです。どなたか職員が参加しないかなと思って、参加者、六、七十人はいたのかな、見ましたが、誰もいなかったもので、ちょっとがっかりしたところです。

やはり、今問題になっていることについては、せっかく仙台市で行われるんですから、どんどん参加するというのは大事なことじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 近隣で行われるシンポジウムとか、勉強の会、研修とか、そういうものには積極的に参加させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） なぜ今こんなに子ども食堂が注目されるのか、やっぱり理解するためには本当に参加していただきたかったと思います。これから、じゃあどうするかなんですが、実は町内でも子ども食堂をやってみたいという声を時々聞くんです。それで、柴田町で町が主催してのつくり方講座を開催してはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 主催、済みません、やり方とかそういう研修会という形になるかと思います。今後の貧困の対策整備計画の中で、子ども食堂をどのような位置づけにしていくかということもありますので、それとあわせながら、今後そのものについても検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、時間ないんですけれども。

○15番（白内恵美子君） 待ったなしの状況だと思うんです。やりたい方は早くやりたいでしょうし、ぜひ何が必要なのか、やるためにはどういうことが必要なのかだけでも、町が主催して行ってはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 町としてもそういうノウハウを勉強させていただいてから、研修会を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（加藤克明君） じゃあ、よろしいですね。答弁漏れあるんですけれども、これとまた別ですか。3秒です。

○15番（白内恵美子君） 町も一緒に勉強したらいいと思います。

○議長（加藤克明君） 要望ですか。

○15番（白内恵美子君） はい。

○議長（加藤克明君） 先ほど大綱1問目で保留になっておりましたみやぎっこ応援の店、この事業に関しての子ども家庭課長答弁、許します。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） みやぎっこ応援の店ということでございます。勉強不足で申しわけございませんでした。

2年前から行われている事業でございます。カードを配布させていただいて、その協力店が

店の割引をしたり、その店のレイアウトをお子さんが過ごしやすくなるようなサービスを提供するということで、宮城県のホームページに各市町村別に掲載されております。それを参考にしながら、今後、啓発活動に努めていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） これにて、15番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

次に、5番斎藤義勝君、質問席において質問してください。

〔5番 斎藤義勝君 登壇〕

○5番（斎藤義勝君） 5番斎藤義勝です。大綱1点、質問します。

柴田町耐震改修促進計画について。

過去の大地震による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和56年6月以前、いわゆる新耐震設計基準の施行以前に着工された建築物の被害が、甚大であることが明らかとなっております。これらの教訓を踏まえて、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に災害対策基本法が改正されるとともに、耐震改修促進法が制定されました。

建築物の耐震改修については、平成17年9月の国の中央防災会議で、全国的に取り組むべき社会全体の国家的な緊急課題とされるとともに、10年後の死者数及び経済被害額を、被害想定から半減させるという目標達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられていました。特に、切迫性の高い地震については、発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められました。

このような認識のもとに、国は平成17年11月に法を改正し、平成18年1月に基本的な方針を定め、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成27年までに少なくとも9割とすることを目標として設定するとともに、各都道府県に対し、耐震改修促進計画の策定を求め、市町村でも地域固有の状況に応じた耐震改修促進計画を策定されることを促してきました。

こうした中で、ここ数年我が国においては、ことし4月の熊本地震、平成23年の東日本大震災と我々の想定を超える大地震が起きております。大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっており、一たび地震が発生すると、被害は甚大なものと想定されています。

これらを踏まえて国は、平成25年5月に耐震改修促進法の一部を改正し、耐震化を加速させる内容として、一部の建築物に対しての耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表が位置づけられるとともに、国土強靱化アクションプラン2015等において、住宅及び多数の者が利用する建

建築物の耐震化率を、平成32年度までに95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や、計画的な耐震化の促進を図っています。

これにより、本町の計画期間を平成27年度から平成32年度までに延長し、目標や施策の見直しを行うとしています。

これに関連して、質問します。

1) 本町において新耐震設計基準が施行された昭和56年以前に建てられた住宅棟数はどのくらいありますか。

2) 平成17年11月の法改正に基づいて、平成19年に柴田町耐震改修促進計画が制定されました。平成27年度までに本町の耐震化率を9割とする目標でしたが、どのくらいでしたか。

3) 国では、平成25年5月に、耐震化率向上のために、本計画を平成27年度から平成32年度までに延長し、耐震化率を平成32年度までに95%とする目標を立てています。本町でも目標や施策の見直しを行うしていますが、具体的にどう進めますか。

4) 本町に町有建築物は棟数ベースで214棟が存在しております。新耐震基準以前の建物が89棟ありますが、耐震性の確認または耐震改修工事の実施状況はどうなっていますか。

5) 特定建築物（多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの）は本町に82棟あり、耐震化済みの棟数は74棟です。残る8棟は耐震改修工事をしていませんが、どのように対応しますか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員の耐震改修促進計画について5点ほどございました。

第1点目。最新の数値としては、平成28年1月1日現在の固定資産税課税台帳に基づいた数値になりますが、木造住宅で5,334棟、鉄骨づくりなど非木造住宅が284棟、合計で5,618棟になります。全住宅の棟数が1万3,570棟ありますので、41.4%です。

柴田町耐震改修促進計画では、指標を一致させるために、宮城県耐震改修促進計画と同様に、総務省で5年ごとに調査する住宅・土地統計調査をもとに数値を公表しております。

平成28年4月改定の計画では、平成25年度調査の結果で、住宅総数が1万4,670戸に対して、耐震性を満たしていると推計される戸数が1万850戸になっており、耐震化率としては74%です。当初、平成20年3月に作成した計画では、平成15年度統計調査による数値に基づきますと約65.1%でした。

宮城県全体でも平成25年の状況で84%の耐震化率と集計され、目標の9割には達していない状況です。

本町の耐震化の取り組みとしては、木造住宅の耐震診断を平成16年度から平成27年度までの11年間で、240件実施済みです。そのうち改修が必要な診断となったものが233件で、97.1%に上ります。診断後耐震改修工事については、平成17年度から事業を行っていますが、これまで52件の改修が行われています。

3点目。本町の今後の目標としては、住宅における国、県の具体的な数値目標に合わせ、平成32年度末までに耐震化率を95%以上に設定しています。これまで、具体的にはお知らせ版や行政区回覧、チラシの配布等により耐震化の啓発を行っておりますが、東日本大震災後、5年が経過し、地震対策への意識が薄れつつある状況にあります。また、改修工事には多額の費用が必要であり、二の足を踏む方が多い現状でもあります。

しかし、町民の生命、安全の確保には、住宅の耐震化が必要不可欠でありますので、これまでの啓発活動に加え、県や建築関係団体と連携し、特に戸別訪問を強化して、その必要性について、ご理解をいただくよう努めてまいります。

4点目。町有地の建物で、新耐震基準以前の建物89棟のうち、役場庁舎など31棟について耐震診断を実施しています。耐震診断を実施していない建築物は、解体予定としている二本杉町営住宅など46棟、水防倉庫など小規模建物が12棟になっています。

診断の結果で耐震性ありと確認されたのが、槻木保育所など11棟で、改修工事が必要と診断されたのが、役場庁舎など20棟ありました。船岡中学校など4棟については改修工事を完了しています。

5点目。柴田町の特定建築物には、公共施設のほかに民間の建物があり、未改修になっている建物は8棟、役場庁舎、槻木体育館、槻木小学校校舎、船迫小学校校舎と4棟の雇用促進住宅になります。

今後、役場庁舎及び槻木体育館につきましては、今年度策定を予定しております公共施設等総合管理計画において、公共施設等の全体を把握した上で、他の事業との優先順位を考慮しながら対応してまいります。槻木小学校、船迫小学校については、現在実施中の耐震診断結果を受けて対応することになります。

雇用促進住宅については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、土地と建物を所有していますが、今年度、一般競争入札にて、法人等への売却をする方向で手続が進められているようです。

以上でございます。

- 議長（加藤克明君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。
- 5番（斎藤義勝君） 今町長から答弁をいただきまして、新耐震設計基準以前の建物が、現在柴田町に5,618棟ですか、あると聞いたんですけれども、これをさらに細かく分析しますと、その以前、10年、それから10年ほど前ですか、昭和46年に耐震基準というのが設定されているわけです。それで、この5,618棟には、昭和46年以前の建物と、それ以後昭和56年の新耐震基準までの2つに大きく分けて分類されると思うんですが、この昭和46年以降の耐震基準というのは、大体どの程度に耐えられるような基準だったか、ちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 新しい耐震基準ですけれども、震度6だったと思います。耐えられるようにということで改正ということになります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 震度6と、新耐震基準は大体6強から7ぐらいでしたね。それもちょっと、このクラスで震度1というとかかなり違いますけれども、そういうあれだということですね。わかりました。

それで、先ほど昭和46年を基準に話したんですけれども、今言われた耐震基準以前の建物、昭和46年以前ですか、これは新耐震基準が5,618棟でありましたから、昭和46年以前のものというのは、現在どのぐらい柴田町に残っているというか、存在しているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 直近のデータで申し上げますと、木造で昭和46年以前1,861棟、15.1%になっています。ただ、平成28年4月に改定しました柴田町耐震改修促進計画においては、実はデータの的には26年のデータとして記載してありまして、そのときは1,906棟で14.2%というデータが記載してあるということです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうすると、私が思ったよりも昭和46年の耐震基準以前の建物は、結構14%ということは、6棟に1件ぐらいになるんですか。そのぐらいでまだ残っているということですね。

それで、残っているのは理解しましたが、今度この中で、耐震診断をやっていない棟数ですか、これは大体どのぐらい1,900何がしのうちあるのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 昭和46年以前というデータは、実は集計してなくて、昭和56年以前の建物が木造耐震診断の対象になっているものですから、56年以前のデータでは、実は全体で240件耐震診断をしているんです。診断は。それで、そのうち満たしていないと判断されたのが233件で、そのうち改修しているのが、実は52件ほどにとどまっています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうすると、今聞いた数字からいきますと、これら昭和46年、56年以前もそうですけれども、昭和46年以前に建てられた耐震基準の建物は、余り耐震診断をやっていないということなんですけれども、これらに対して、後でお聞きしますけれども、現在の耐震診断の補助金よりも、より補助率の強化というか、特例というか、そういうあれというのは考えたことはございますか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 強化といいますか、実は耐震診断の助成については、その面積等によっても大分違うんですが、現在床面積が200平米までのおうちについては、実は国費が7万円、それから県費が3万5,000円、あと町が3万5,000円、補助金としては14万円です。それで、個人負担については8,300円程度をいただいているのが現状でございます。

さらに、木造住宅の改修になれば、さらに実は補助金ございまして、耐震改修費用の4分の1、上限については30万円まで補助すると。それについては、国費と県費は入っていませんで、国費2分の1、町2分の1で、現実的には助成していると。さらに、リフォーム、改修に加えてリフォームをするといった場合については、リフォーム費用が10万円を超える場合、補助金とすれば、耐震改修費用の18分の5、上限が25万円です。県費で補助が出るという制度になっています。

今のところ、その額を町でもっと底上げという計画は特にございません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 続きまして、今、課長のほうから耐震診断のいろんな助成とか、そういったもののお話あったようなんですけれども、現在柴田町で進めております耐震改修促進計画の中で、ホームページを見ましたら、現在、これは平成25年度からのデータだと思うんですけれども、耐震診断を募集した件数と実施した件数が出ています。それをちょっと平成25年度以降、募集件数がどのぐらいで実施件数がどのぐらい耐震診断をやったのか。それちょっとお話しをお願いします。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 平成25年以降でですか。25年以降については、25年が耐震診断が24件、それで24件中改修工事をしたのが25年で8件です。さらに、26年度については、診断をされたのが11件。募集ですか、済みません。

○議長（加藤克明君） じゃあ、質問の内容をちょっと確認してやってください。

○5番（斎藤義勝君） 募集件数と実施件数を教えてください。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 大変失礼をいたしました。

平成25年については、募集が30件しています。それで、申し込みが24件と。そのうち改修したのが8件でございました。

26年度についても、同じく募集は30件でございます。それで、実施したのが11件、そのうち改修したのが1件と、27年度については募集が20件でございましたが、そのうち診断の申し込みについては19件、それで改修まで至った件数については2件ということになります。大変失礼しました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○5番（斎藤義勝君） あと補足ですけれども、今年度はどのぐらいだったか、ちょっとわかりますか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 現在、15件の募集をしまして、そのうち9月5日現在で7件の申し込みがございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） この数字を見ますと、平成25年以降、26年度は同じ30件でしたが、年々減少しています。これは、主たる原因というか、どんなものが考えられるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 細かくは分析していませんけれども、東日本大震災以降、地震があったときには、20件、30件と数は多かったんですが、大分そのとき耐震化必要だということは皆さん認識されながらも、なかなか地震への対策の意識が薄れつつあるのかなというふうにも感じています。

ただ、熊本地震があつて、さまざまな被害の報告がされた中においても、実は私たち相当診断件数は伸びるんだろうというふうに踏まえていたんですが、なかなか熊本の地震の話があつ

ても、件数については伸びないというふうになっていまして、意識のずれといたしますか、備えに及んでいないというのが現状だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 続いては、今度耐震改修工事費の件ちょっとお聞きしたいんですけれども、普通一般的な耐震改修工事といたしますと、筋交いの補強とか、そういった金具取り付けとかになりまして、一般的には100万円から150万円ぐらいあればできるんじゃないかと一応私は考えているんです。

それで、本町の助成額を見てみますと、先ほど課長からも説明ありましたが、4分の1、ただし上限は30万円となっております。ちなみに、私、隣の岩沼市の状況を調べてみたんですけれども、岩沼市では2分の1、そして上限が45万円というふうになっておりました。

つまり、100万円の耐震改修工事をする、本町では4分の1なので25万円までだと思うんです。ところが、一方岩沼市では、この場合は上限の45万円が適用になりまして、45万円の助成というふうになるわけです。差額20万円ちょっとですけれども。

こういった差が生じているんですけれども、この助成額の見直しというものを本町でも検討、すぐ近くでそういうふうに差があるわけですから、検討してはいかがかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 多分岩沼市でも耐震費用の4分の1を助成して、上限を45万円にしているのかなというふうに思って、国費については2分の1、どこでも変わりませんので、市で持ち出している部分が多いのか、多分4分の1で計算しますと、180万円の費用がかかったら、上限の45万円になるということになります。なかなか柴田町においては、今のところ助成額のアップとかというのは、今のところは考えてはいないところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 続きまして、先月8月23日の新聞報道なんですけれども、耐震及び改修工事費の国からの補助金が、ただしこれ条件あるんですが、平成30年3月までに工事着工した場合、30万円上乗せされるという見込みの記事が掲載されておりましたけれども、ごらんになったでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 新聞には記載されてあったようなんですが、私どものほうには特に通達等、特になかったもので、記事として捉えてはいました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今ごらんになっていただけたようなので安心しましたが、ただし、この30万円の上乗せにも条件がありまして、全市町村ではないようなんです。住民への耐震化啓発活動に熱心な市町村に限り認めるとありました。この耐震化啓発活動に熱心な市町村というのは何を基準にしていると思われませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） なかなか熱心の程度というものは私にも難しいところではありますけれども、1戸1戸訪問する市もあったり、私ども全家庭の行政区の回覧であったり、お知らせ版に掲載をしたりということでの啓発程度に実はとどまっています。

ただ、耐震の診断をしていただいた方については、建築関係の診断士のほうであらかじめ概算工事費まで出してお客様にご説明申し上げるので、その際改修まで至るように、ご協力を求めているということになります。

それで、全戸回覧には、実はたまたまチラシ持ってきていたんですが、「我が家は地震に大丈夫」なんていう耐震改修のパンフレットも添えて、毎年毎年PRはしているんですが、なかなか難しいところがございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今の課長の答弁ですと、柴田町は熱心な市町村に認められるという判断でよろしいかと思えます。

続きまして、耐震化率についてですが、先ほど町長の答弁で、宮城県の場合は84%という答弁でございましたが、本町の耐震化率はたしか8割以下と確認しておりますが、これについてどう捉えておりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） データ上、先ほども74%ですか、県の数字よりも相当10%低くなっております。私たちとしても、本当に今後予想される、宮城県沖地震ですとそれこそ30年に1回のペースで来るわけで、当然お客様、住民の方々にとっては、耐震化の促進というのが何より絶対必要なんだろうと私も思っていますので、啓発活動等、それこそ必死になってやって、率をどんどん上げていきたいというふうに思っております。本当に低い数字で申しわけないというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今度は平成32年度までに95%にするという耐震計画の見直しについて、

ちょっとお伺いします。

4月に起きました、さきの熊本地震におきましては、震度7がたしか4月14日ですか、夜と4月16日未明に2回起きるといふ過去に経験したことの無い結果となっております。

これはたしか益城町のデータだと思うんですけども、あそこのデータでは新耐震基準以後の建物が1,040棟ありまして、そのうち7.7%に当たる80棟が新耐震基準でも倒壊したわけです。ちなみに、阪神淡路大震災、そして東日本大震災では新耐震基準以後の建物の倒壊というのは、ほとんどなかったと聞いております。

今後、熊本地震クラスの地震がいつ起こるか、もう現実には起きたわけですから、起きるといふことを想定して、これからは進めていかなければならないと思います。それで、柴田町では平成27年度に柴田町耐震改修促進計画を改正しておりますが、これは熊本地震の前でございましたが、この熊本地震を教訓として、去年やったんですが、さらにやっぱりこれを改正する必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 熊本地震を教訓としてということですけども、実は宮城県に倣った形で柴田町も作成しております。それで、5年ごとに住宅と土地統計調査を実施してまして、次の調査が実は平成30年になって、その後2年後ぐらいに見直しということになるんです。ただ、宮城県が当然そういった教訓をもとに、こういった耐震の促進計画も見直した際には、同時に柴田町においてもしっかりと見直す必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） この耐震診断と耐震改修工事が思うように進んでいないということで、平成25年度の法改正におきましては、耐震化の一層の加速化を図るということで、一部の建築物に対する耐震診断の義務化を決定しておりますが、この一部の義務化というのは、計画書の中に出ていたんですけども、こういった建物のことを指すのか、ちょっと教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 多くの方が利用する建物ということになりますが、特定建築物、一定の要件がございます。例えば、学校ですと階数が2階以上で1,000平米以上、これについては屋外運動場の面積も含むとか、例えば集会所等ですと、階数が3階以上で1,000平米以上とか、さまざまな要件があると。一定の要件がございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今建築物のちょっと中身聞いたんですけれども、この計画書によりますと、耐震診断の結果の報告を平成27年、昨年12月末までに報告すると。そういうふうなこれに載っていたんですけれども、この状況はどういうふうになっておりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 特定建築物、いわゆる多数の方が利用する特殊建築物については、ちょっと公表については調べさせてください。済みません。データとして持っているんですが。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 続いて、町有建築物についてちょっとお伺いします。

町有建築物は、本町には棟数別でいくと、214棟ですか、あるようでございますが、このうち昭和56年の新耐震基準以前の建物、これも現在89棟あるようでございます。そして、この89棟のうち、耐震性の確認または耐震改修工事の実施状況について、どうなっているのかちょっとお伺いします。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） お答え申し上げます。

89棟中、役場庁舎など31棟については、町長の答弁でも申し上げましたけれども、31棟については耐震診断を実施していきまして、耐震診断を実施、その耐震診断の結果、耐震性ありと確認されたのが、槻木保育所など11棟ということになります。耐震工事が必要と診断されたのが、役場庁舎など実は20棟ありまして、そのうち船岡中学校など、4棟については船岡中学校、それから船岡体育館、富沢にありますむつみ学園、それから旧柴田児童館、第2たんぼ幼稚園ですか、入間田にあります。あそこについては、耐震補強工事が完了しているということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○5番（斎藤義勝君） 今度は、新耐震基準の以前の建物89棟中、このうち木造建築がたしか17棟あるわけです。そして、この17棟の明細を見てみますと、耐震改修工事实施が3棟あり、そのうち、済みません、そのほかに解体予定が3棟、そしてその他残り11棟となっているんですけれども、このその他残り11棟というのは、今後どの方向でとっていかれるつもりなんですか。木造建築物の中で。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 改修工事、木造のうち、議員おっしゃるとおり、第2たんぼ

幼稚園です。それからむつみ学園、先ほど申しました槻木保育所なんかも木造という扱いでなっていて、それが実施済みと。あと、解体予定については西住児童館なども当時計画の中には含まれていると、あとは並松町営住宅になっておりまして、残り11棟です。ちょっとお待ちください。残り11棟については、実は消防団等の水防倉庫とかになっていますので、今のところ小規模で常に利用しないものという実は認識でいます。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○5番（斎藤義勝君） 続いてまたちょっと新耐震基準以前の89棟について、お聞きしたいんですけれども、このうち木造が17でしたか、17棟と聞いたので、72棟ですか、72棟が鉄筋鉄骨とかの建物になるわけです。仕様を見ますと、このうち非木造の部分では59棟が解体予定というふうになっているようなのでございますが、そして、そのほかに1棟だけ新耐震基準と同等になっているというふうに資料に載っていたんですけれども、新耐震基準と同等の1棟ほどの建物のことを指しているんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 木造以外のもので、二本杉町営住宅とか、解体予定ということになっています。あとは、並松住宅なんかも解体予定というふうになっております。1棟、西船迫の町営住宅1号棟でございますが、実は建築については昭和55年なんですけど、そのころ耐震の基準が56年に改正されるというものを県から既にお示しいただいております、それののった形の建築の計算の仕方をやまして、基準はクリアしているということで、同等の扱いをしているという扱いでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） この非木造の建物、鉄筋、鉄骨のうち、59棟が一応解体予定というふうになっておりますけれども、解体予定の59棟というのは、今後耐震診断とか、耐震改修工事をやる予定というのはどうなっているんですか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 先ほどちらっと申し上げましたが、二本杉町営住宅については、建てかえの計画がございますので、当然壊す方向で進めると。ただ、現在お住まいになっている方もいるんですが、解体予定ということなので、特に診断は今のところ考えていないと。並松住宅も含めです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○5番（斎藤義勝君） 耐震診断は特にやっていないということですが、そうしますと非

木造のうち、解体予定が59棟、そして新耐震基準に該当するのが1棟ということは、残り12棟ですか、この12棟の建物については、耐震診断は全て終わったと思うんですけども、耐震改修工事というのは、これらはどの程度まで進んでいるのか、ちょっと教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 耐震診断したのが実は31棟です。それから、未診断が先ほどの数字になりますけれども57棟ありまして、耐震性ありと確認されたのが、そのうち12棟、耐震性なしが20棟というふうなことになってはいますが、なっています。

○議長（加藤克明君） ちょっと今課長、再度確認してみてください。

○都市建設課長（水戸英義君） 済みません。少し時間ください。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

午後1時20分から再開いたします。

午後0時19分 休 憩

午後1時20分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。再質問ありますか。

答弁あったよね。済みません、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 午前中は大変失礼申し上げました。

先ほど午前中の最後に、12棟というお話が斎藤議員からございました。うちのほうで確認した結果、89棟から解体の59を引きまして、新耐震同等の1をさらに引きます。残り29棟になるんですが、その29棟は全て耐震診断をしています。そのうち、20棟が耐震性がございませんでした。なし、NGという結果でございました。9棟が耐震性ありと確認されたものでございます。その20棟、耐震性なしと確認されたもののうち、20棟のうち4棟は改修済みということで、先ほど第2たんぼ幼稚園、それからむつみ学園、船岡中学校、船岡体育館ということでご説明しました。よって、残り16棟になるんですが、そちらにつきましては町長答弁でもお話しいたしました、今年度策定を予定しております公共施設等管理計画において、公共施設等の全体を把握した上で、ほかの事業との優先順位を考慮しながら対応ということになるかと思われまます。以上でございます。大変ご迷惑をかけました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） ちょうど先ほどの質問が残り1問というところだったんですけども、

これから柴田町が建築物の所有者全般に耐震化の啓発普及活動を行うためには、やはり先ほど言ったように、町有建築物の耐震化を率先して実施すべきであると思います。

町としても、建築物の重要度とか、財政面を照らし合わせながら、今後検討していただきまして、優先順位を決めて実現可能なものから、耐震診断及び耐震改修を進めていくことを切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（加藤克明君） これにて、5番齋藤義勝君の一般質問を終結いたします。

次に、4番秋本好則君、質問席において質問してください。

なお、一般質問に際して、物品使用の申し出がありましたので、これを許可しております。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。大綱2問、質問させていただきます。

1問目。一般社団法人「柴田まちづくり公社」について。

平成28年8月2日付で、内閣府地方創生推進事務局から、地方創生推進交付金の交付対象事業についての決定内容が発表され、柴田町の「花のまち柴田」にぎわい創出ステップアップ事業に1,695万円、小さな拠点の連携を核とした元気なまち創生プロジェクトに1,895万円、総額3,590万円が認められました。国の補助率は2分の1ですので、柴田町分の支出も3,590万円になります。この部分については、前回の議員全員協議会で私の間違いがわかりましたので、カットしていただきたいと思います。

続けます。この内容については、5月の議員全員協議会で内容の説明がありましたが、実際に動き始めるに当たり、詳細について質問をいたします。

1) インバウンド推進協議会の中心協議会を発展させ、柴田まちづくり公社として法人化するとの説明でしたが、その内容は。また、一般社団法人にする理由は。

2) 農商工連携による商店街元気アップ事業とありますが、中小企業庁と総務省の進める創業支援プロジェクトは含まれますか。

3) 情報発信及びまちづくり人材の育成事業等行うとの説明でしたが、この法人は日本版DMOとなりますか。

4) このプロジェクトの目的と意義、また観光物産協会や商工会との関係はどうなりますか。

2問目。柴田町地球温暖化防止実行計画の成果について。

地球温暖化の問題は、地球的規模での対応が必要とされ、我が国は1997年12月に気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、採択された京都議定書を受諾し、温室効果ガ

ス排出量を、基準年比で6%削減するとの約束をしました。

この国の方針に基づき、柴田町では平成24年2月に実行計画がつくられ、平成28年度までの5年間の行動計画書がつくられています。今年度はこの最終年に当たりますので、成果がどうであったのか、質問いたします。

1) 対象となる公共施設は、本庁舎と槻木事務所のみになっていますが、各学校や生涯学習センター、しばたの郷土館や公民館、体育館は含まれていませんが、その理由は。

2) 現在進められている公共施設等管理計画では、各施設カルテに、ランニングコスト計算が含まれていますか。

3) 基準年の平成19年度のCO₂排出量は666トンでしたが、平成27年度ではどうでしたか。

4) 電気使用量は、基準の99万3,398キロワットアワーに対して、平成27年度の使用量は。

5) ごみの排出量は、基準の9万7,980キログラムに対して、平成27年の排出量は。

6) 電気や燃料の使用量の削減方法の一つとして、建物南面や西面の直射日光量を減らすための緑のカーテンを提案しておりますが、どうなっていますか。

7) 全体を振り返って、行動計画は守られていると思いますか。また、今後の計画は。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員、大綱2点ございました。

まずは、一般社団法人柴田まちづくり公社4点ほどございました。

1点目。国が地方創生交付金事業で求めているのは、地方自治体の自主的、主体的で官民協働、地域間連携、政策間連携の要素を含む先導的な事業です。

特に、事業を進めていく中で、事業推進主体が自立していくことにより、事業として継続していける体制が整備されているかどうか、事業採択の大きなポイントとなっていました。国が掲げる事業推進の方向と同じく、町も今後観光まちづくりを進めていく上で、みずからの企画で稼ぐ力が発揮され、自走していくための組織の育成、さらに、その先に見据えた法人化は大変重要であるとの考えでございました。

そのため、今回、平成30年10月を目途とした法人化を目指す事業提案を国に行ったところ、国から交付決定がなされたところでございます。

今年2月に官民協働で発足したインバウンド推進協議会を核として、観光ビジネスのプロデュース役を担い、観光関係者のみならず、商工業者や農業者などの外部人材を巻き込み、マー

ケティング調査や観光旅行企画商品の開発、プロモーション活動を展開し、組織力や経営力の強化を図った上で、法人化を目指してまいります。

2点目。国が行う創業支援プロジェクトには、中小企業庁と総務省が一体となって進める産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画と、総務省が創業支援事業計画の策定を支援し、地域での創業を促進する地域経済好循環推進プロジェクトがあります。

今回の農商工連携による商店街元気アップ事業については、市街地への誘客による商店会の活性化を図るとともに、農商工連携による鉢花の産地ブランド化や花マルシェの開催による花卉園芸農業の振興等を一体的に行い、にぎわいの創出と新たなビジネスチャンスの拡大を通して、その経済効果を町全体に波及させるといった町独自の事業が地方創生推進交付金事業として認められたものです。中小企業庁と総務省が一体となり進めている創業支援事業計画の策定や、創業支援事業プロジェクトとは別な事業でございます。

3点目。今回の地方創生推進交付金事業の中の情報発信及びまちおこし人材の育成事業については、まちづくりに関心の高いまちおこしグループと独自の情報発信ツールや人的ネットワークを持った民間企業が連携しながら、観光資源の掘り起こしや新たなイベントの企画、情報発信を行うとともに、あわせてまちづくり人材の育成にも努めようとする事業です。

こうした事業を推進する上で、結節点としての役割を担うのがインバウンド推進協議会でございます。さらに、インバウンド推進協議会は、観光まちづくりのワンストップ機能やプロモーション活動、旅行商品の企画により観光で収益を上げ、自立的に事業を推進する組織へと進化していくことが求められております。このインバウンド推進協議会を官民挙げて育てながら法人化を図り、法人化のめどがついた際には、当然、観光庁が認定する日本版DMOの申請を行うこととなります。

4点目。地方創生推進交付金で認定された「花のまち柴田」にぎわい創出ステップアップ事業は、花のまち柴田への新たな交流、移住の流れを呼び込み、まちの中ににぎわいをつくり出す中で、小さな仕事おこしや働く場の創出につなげ、美しく元気でにぎわいのあるまちづくりを目標に掲げております。

小さな拠点の連携を核とした元気なまち創生プロジェクト事業は、豊かで美しい農村環境や地域資源を生かし、農業を活力ある産業として復活させるための多様な主体と連携した担い手の育成や、都市と農村との交流を通じた中での高齢者の働く場所の確保を図り、豊かで持続可能な農村づくりを目指しています。

特に、「花のまち柴田」にぎわい創出ステップアップ事業は、国内外での「花のまち柴田」

の知名度アップや集客力の強化を図るために、オフタイム、オフシーズン対策や農商工が連携した6次産業化の推進、花マルシェ等の市やイベント等の開催を通じて商店街の元気アップを目指すものです。一連の事業展開の中で、観光物産協会は外国人受け入れ体制の整備や特産品の販売をインバウンド推進協議会や商工会と連携して行い、商工会は冬のイルミネーション等のイベントや花マルシェ等の市の開催といった商店街の活性化事業を行うとともに、空き店舗等を活用した起業家への支援を担っていくことになります。

大綱2点目。地球温暖化の関係で7点ほどございました。

1点目。初回の計画策定のため、直轄に管理できる役場庁舎、槻木事務所、車両センターを対象施設としました。次期計画では対象範囲を広げ、児童福祉施設、社会教育施設、学校教育施設も含めて計画してまいります。

2点目。公共施設等総合管理計画の策定に当たり、最初に必要となるのが各施設の現状把握であり、その情報を整理したのが、いわゆる施設カルテになります。施設カルテには、電気料などのランニングコストや、使用料収入などの財務情報、建物の構造や建築年月日などの施設基本情報、年間の利用者数や利用時間などのサービス情報を記載することになります。

3点目。基準年度とした平成19年度のCO₂総排出量は666トンでしたが、平成27年度は85トンが削減され、581トンでした。削減率は12.77%となります。

4点目。基準年度とした平成19年度の電気総使用量は、99万3,398キロワットアワーでしたが、平成27年度は25万7,188キロワットアワーが削減されて、73万6,210キロワットアワーでした。削減率は25.89%になります。

5点目。基準年度とした平成19年度のごみの排出量は、9万7,980キロでしたが、平成27年度は150キロ増加し、9万8,130キロでした。増加率が0.16%となりましたが、その主な要因は、昨年9月に発生した災害ごみの排出によるものでございます。

6点目、電気料、燃料の削減方法の一つとして、緑のカーテンは有効な手段であります。対象となる庁舎、槻木事務所、車両センターでは実施することができませんでした。

7点目、平成23年3月に発生した東日本大震災発生に伴い、原子力発電所の稼働停止により、電力需給の状況は極めて厳しい状況になったことを機運に、事業所はもとより、一般家庭においても節電に対する行動がとられ、節電に対する意識が定着しています。また、原子力、火力発電に頼らない電源として太陽光発電設備が大きく普及いたしました。

町の施設への太陽光発電設備の導入については、平成26年度に役場庁舎、地域福祉センター、太陽の村の3施設に整備し、平成27年度には船迫こどもセンター、船岡・船迫生涯学習センタ

一の3施設に整備いたしました。また、槻木中学校は、平成25年度の建てかえ工事の際に、太陽光パネルの整備を行い、平成27年度で蓄電池の整備をしております。

車両用燃料削減についても、自動車メーカー各社が低燃費をコンセプトに、ハイブリッド車を初め、多くの低燃費車種を生産し供給しております。町の公用車新規購入時は、低燃費車を優先に購入しています。

柴田町の計画においても、削減目標であったCO₂排出量の6%減が達成されていますが、計画の細部に目を向けてみれば、まだ努力が必要な点もございます。

また、平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で26%減とする中期目標が示され、国民、地方自治体が一丸となって取り組まなければなりません。次期計画では、その内容を踏まえて対象を全ての公共施設に広げた実行計画としてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 法人化を目指すという話なんですけれども、その法人も例えばいろいろありまして、社団法人もあれば財団法人もある、株式会社もあれば、NPO法人もある。この中から一般社団法人を目指すという何か特別な理由があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 一般社団法人を目指すということは、とりあえずいろんな法人、形がありますけれども、つくりやすいのが社団法人というようなことでございます。ただ、公益法人とかもありますけれども、今公益法人を設置するのに、すぐに公益法人という形はできませんので、まず一般社団法人から組みかえというような流れになっておりますので、法です。その関係で公益性もある事業だということで、一般社団法人を目指します。株式会社にしないのは、それはあくまで営利を目的とする会社です。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） わかりました。それでは、例えばいろんなプラスマイナスあると思うんですけれども、社団法人という形になりますと、どういうふうな形でこれを構成していくのかというのが非常に大事になってくると思うんですけれども、今のところどのような構成員を考えておられますか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今インバウンド推進協議会、町長の答弁にもありましたけれども、インバウンド推進協議会を母体として発展させて、法人化を図っていくというような流れになっていくのかなど。現在、インバウンド推進協議会、町のほかに、観光物産協会、それに商工会、金融団、仙台大学とかあとそのほかに民間といたしまして、交通関係の機関ですとか、宿泊関係の業者とか、そういったいろいろな方々に加わっていただきながら、組織を立ち上げておりますので、その組織をそのまま一般社団法人のほうに組みかえていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 先ほどの町長の答えの中で、最終的にはDMOを目指すというような話があったと思うんですけども、このDMOというやつを私も調べてみますと、ヨーロッパとかアメリカのまちづくり団体の形をそのまま日本に持ってきた形だろうと思ひまして、地方の民間も含めた上での協議団体、運営団体ということをもDMOと。それを日本版という形であくまで観光に特化するような形で、日本版という名前をつけたと思うんですけども、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） そのとおりで間違いございません。あくまで観光に特化した組織ということで、考えていただいて結構です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、例えば日本でうまくなくて、うまく動いているというか、成功したDMOという形でよく取り上げられるのが、長崎県の小値賀町とか、あるいは長野県飯山町の信州いいやま観光局、そういったものが取り上げられるんですけども、例えば小値賀町のものであれば、高砂さんという方が非常に有名で、秋田のわらび座出身でそれから向こうに帰って行って、地域おこしをやったという方です。あと、信州いいやま観光局の木村さんという方が非常にキーマンとして動いているんですけども、皆さん地元で根づいた人なんです。地元で根づいて、地元で活動していて、そしてまちづくりをおこしている。それは日本版ですから、観光に特化する形と思うんですけども、そういったキーになる人というのが多分いると思うんです。しかも、地元で根づいた人というのが。

それが、インバウンド協議会という形でいくと、あるグループがそれを担うことは、多分動かないと思うんですけども、その辺はどういうふうな認識でしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今秋本議員お話ししたとおり、やはりキーマンになる方がいないことには、このDMOという組織、最終的に立ち上がったとしても、機能していかないかと思えます。その関係で、先ほどインバウンド推進協議会のお話をさせていただきましたけれども、いろんな方に入っただきながら、協議会の運営を行い始めたところなんですけれども、その中でもやっぱり中には旅行会社のOBの方も入っておりますし、観光のことについて詳しい方も入っておりますので、そういった方を中心に、この事業というものを展開していかなきゃならないかと思っていますし、またこの方がキーマンになってくるのではないかと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） それでは、この間議員全員協議会で、にぎわい創出ステップアップ事業、その中身について説明を受けたんですけれども、「花のまち柴田」の新名所づくりに1,150万円、その中身といいますと、新桜並木の創造、花図鑑・絵はがき・銘板、そういったものづくり方、オフタイム・オフシーズンにぎわい事業に1,280万円、この中身とすると冬のイルミネーション開催と、ガーデンライトが425万円かかると。情報発信、まちづくりの人材育成として480万円ありますけれども、この中身はSNSの製作、ホームページの更新、ガイド講習会、そういったもので使われるというのがあるんですけれども、この中のどれが人材育成に使われる費用なんですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） これは、全てにぎわい創出のための事業ということで、これに直結して人材のインバウンド推進協議会の中のDMOを想定した人材育成という話につながるものでは、すぐはないんですけれども、ただこの情報発信及びまちおこし人材の育成という中で、やはりやる気のある若い方々を今回この人材、このメンバーの中に加えながら、いろんな情報発信のツールがありますけれども、そういった部分に絡ませながら、まちおこしを担っていくような人材を育てていくということで今回の事業には入れております。

ですから、これを最終的に、トータル的にコーディネートするのは、インバウンド推進協議会の事務局となりますので、事務局の中で組織をよりDMOに近づけるような人材ということで、この事業を動かしながらつくっていきたいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、先ほど法人化を平成30年を目指してやると、あと幾らも時間残っていないんです。2年ぐらいがせいぜいだと思うんですけれども、その間でこれだけ

の柴田町の観光を担えるような人材は育成できるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 平成30年の10月を一応目標に進めてまいりますので、それに向かって進んでいきたいということで、回答させていただきます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） じゃあ、ちょっと今までと雰囲気違うような質問をさせていただきたいんですけども、確かにことしはこれだけの補助金がつきました。来年どうなる見込みですか。また同じような形がつくと想定されるのかどうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） この事業、秋本議員ご存じのとおり、3カ年の事業となっておりますので、ただ同じ事業はだめなんです。あくまでその事業メニューを変えるなりなんなりしながら、ですから今秋本議員から提案がありました、最終的には人材育成という部分に、そういった予算も中に組み込みながら、来年、再来年の事業を組んでいきたいと思っております。ただ、あくまで国の動き、これは見ないと何とも言えませんので、国の動きを見きわめながら、事業を進めてまいります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 実は、そのDMO、ディステーション、マネジメント、あるいはマーケティング、オーガニゼーションという形なんですけど、これを組織するために今は日本全国で動いているんですけども、平成28年度の計画で、どこか出したところないかなと思って、私も調べてみたんですけども、たまたまDMOやつしろ事業計画というのがあって、八代市のほうで同じような計画で動いているんですけども、この活動内容を見ますと、ほとんどが人材育成に使われているんです。例えば、観光戦略の策定、稼ぐ力を高めるために観光動向や消費調査を行い、そして数値目標を設定して、どういう専門部会を立ち上げて運営していく。あるいは、マーケティングのデータをもとに、戦略計画をつくっていくというような形から、マーケティングのプロモーションをやっていく、人材育成として海外状況の講座、あるいはランチメニューの勉強会とか、あるいはDMOを認知をするための開催とか、そういった調査研究のほうにほとんどのとというか、100%使われているんです、費用を。何かこうでもしないと、2年間で人材育成はできないんじゃないかと思うんですけども、その辺もう一度お願いします。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 人材育成がやはり一番かなと、私も思っております。ただ、今回の事業、あと来年以降の事業の中でも、あくまで今回地方創生に認められたということは、先ほど町長答弁にありましたとおり、にぎわいを創出する、そして最終的に組織が自分でみずから立ち上がっていきけるような、つまり稼げる事業体になっていくというものを目標にしておりますので、そのためにはやはりそこをしっかりと動かせる人材を育てていかないと、このDMOはあくまでマーケティング、そして実際にマネジメントできる人材も、この事業の中で育てていくというような考えで捉えておりますので、あくまでただ事業を進めていく中でこの人材というものをあわせて育てていくという考えに変わりはありません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） それでは、ちょっと中に入ってお聞きしたいんですけども、オフタイム・オフシーズンにぎわい創出事業の中に、ガーデンライトの設置で425万円という説明あったんですけども、これはハード事業に入ると思うんですけども、これの意味づけというか、何でそれを今する必要があるのかということをお聞きしたいんですが。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） このにぎわい創出推進事業の中で、3つございました。まず1つは、「花のまち柴田」新名所づくり事業、そしてオフタイム・オフシーズンにぎわい創出事業、そして3つ目に情報発信及びまちおこし人材の育成という3つの大きな柱からなる事業があるわけなんですけれども、特にオフタイム・オフシーズン、今どうしても桜まつりが柴田町というところまず桜まつりというイベントが出てきます。桜の季節はにぎわうけれども、ほかのシーズンがどうしても今それでなくても花のイベント、紫陽花まつりとか曼珠沙華まつり、あるいは菊花展、イルミネーション開催するようになりましたけれども、もう少し冬のシーズンも多くの方々に来てもらいましょうと、集客力を高めましょうという事業で、この事業を組んでいるわけでございます。

ですから、ライトアップといいますか、オフシーズンも、そしてあと夜の桜も楽しんでいただきたいというようなことでの事業、つまりフットライト、ガーデンライトを整備することによって、夜も桜まつりを楽しんでいただけるような形にできないかと。そうすることによって観光客が日中だけじゃない夜のライトアップももちろんなんですけれども、桜を楽しんでいただくというようなことでの事業を組ませていただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、ガーデンライトというのは、ライトアップするための明

かりということですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） あくまで園路内を歩くのに、例えばライトアップした桜を楽しむのに足元がどうしても暗いと、歩くのが大変不便でございます。そういったものを解消するために、足元を照らすフットライトというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） ちょっと一番最初にお聞きしたのは、花のまち柴田をつくるという事業だと思うんですけども、何か今までのお話を聞いていると、花のまち館山をつくるという話にしか聞こえないんですけども、花のまち柴田にするんですね。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今花のまち柴田は、とりあえず主に船岡城址公園をメインに観光拠点に事業というのを進めております。これが将来的に町内全域にわたって花のまちということで言われるような事業になるように進めていきたいと思っておりますけれども、それは例えばオープンガーデンとか、花の好きな方がいろいろ町内あちこちで自分の庭を手入れしながら、そういったものを観光客あるいは歩いている方に見てもらいましょうというような事業もやっております。

ですから、今観光拠点となっている船岡城址公園にとりあえず1点集中して、花のまちの観光拠点だということで、船岡城址公園の整備にまず力を注いでいるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに1点集中という話はわかるんですけども、今でもできる事業はいっぱいあるんですよ。例えば、ナイトツアーバスで夜旅をしますけれども、これを例えば昼間の柴田の桜日より、桜を訪ねる旅という形のやつでも事業十分できると思うんです。例えば、ここでいうと恵林寺のほうにもすごい桜がありますし、あそこでいくと、観音堂ですか、そのところ。あるいは大黒という名馬があって、その塚があります。そういったことを、例えばあその桜を見ながら話をしていく。あるいは東禅寺行けば、あそこに樹齢は小さいんですけども、シダレザクラがありまして、あそこにも観音堂だったかな。それと慶月院の慰霊碑があります、ああいったもの。あるいは槻木から村田町に抜ける途中、一番村田町に近いところの農家、最後まで残ったカヤぶきの農家でしたけれども、あそこにすごい立派な桜があるんです。そういったところを訪ねていく、そしてあるいはいろんな集落にいろんな桜が

あるはずです。

それで、その桜を訪ねていく旅、それをやっていくことも今はできるし、そういうことをしていくことが花のまち柴田につながるんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 地方創生の交付金、先ほど申しましたように、これまでと違ったやり方と柴田町で問題となる問題点を分析して、それに対する対策、これを提案した場合に採択するというところでございます。柴田町では、何度も申しますように、先行型、上積み型、加速化、そして推進交付金、全てこの事業に該当するというところで、削られたのはたった10万円、全て国の政策に乗っかっているというところでございます。

そのときに問題点として指摘されているのは、しばた千桜橋をつくったとき何て言われたか。桜の季節だけだということ。それも日中だけだということ。それを隘路として頭の中に入れておりましたので、それではオフタイム・オフシーズン対策ということも考えまして、そして通年観光という対策に取り組みますと、そういう提案をして企画書が通ったというところでございます。

オフタイムということであれば、夜の夜桜、一時期花見が飲み食いした時代の花見から、残念ながら変わってしまった。それをもう1回別な形で夜桜を楽しんでいこうということで、オフタイム対策、そのときには夜バスというのを運行して、商店街でいろいろ食べたり、飲んだりしていただいて、夜桜を楽しんでいく。それもこの事業に合致するというで認められました。オフシーズンということであれば、通年観光ということで柴田町は、イルミネーションを始めておりました。おかげさまで、年間料金いただいている方が5,500名です。無料の子供たちを含むと8,000名を超える方が12月にとっております。これをもっと発展的にしていこうというのが今回の企画書にありました。

そのとき、本来であれば町単独事業で危ないところ、足元を直さなければならないんですが、これもハード事業を一部入れれば、関連性があれば認めるということで、提案をさせていただいたところ、オフシーズン・オフタイムの延長線上にやはり危険を回避するためのフットライトは必要だろうということで、850万円認めていただいたということになります。

もちろん、秋本議員おっしゃるように、船岡城址公園の桜だけではなくて、いろんな桜も今後オフタイム・オフシーズン対策、ある程度通年観光した上で、次のステップとしてそういうバスの運行も可能にしていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今私が言いましたのは、国が認められたことをどうのこうのと私は言っていない。本当に桜のまち柴田をやるのであれば、いろんな地域の桜もめぐる旅、これやってみていくことも必要じゃないですかと言ったつもりなんですけれども、違いますか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） あくまでもこの質問、地方創生交付金のことでお話をいただいているということでございますので、もちろん地方創生交付金を推進してから次のステップで桜のめぐる、そういう企画書も当然必要になってくるというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） それでは、先ほど町長の一番最初の答弁の中から、いろんなデータ分析をすることも国から認められているという話がありました。私も調べてみると、前の紫陽花でしたか、その辺のまつりの説明がありましたけれども、まだ入り込み数という形で言っているんです。これ調べてみますと、入り込み数で調査というか、計画をつくっているのは、今全体の60%だそうです。ということは、4割の自治体、あるいは計画書はもうここから脱却しているということなんです。違う指標を使っているということなんです。

それで、どういう指標があるのか、いろいろ私も調べてみたんですけども、例えば経済の見える化ということを目標にいたしまして、例えば満足度指数、それからリピーター率、そういったものを調べたりとか、あとちょっとお待ちください。ありました。これは、蒲郡市のところの取り組みがたまたま例として見つかったんですけども、そのところは、私1回ここでやったことがあるんですけども、SWOT分析、それをしながら観光客の満足度分析をしながら、あるいはアンケートを通しながら、地域経済波及効果の分析、費用対効果の分析、そういったものを、あと観光協会のヒアリングも当然入ってくるんですけども、そういったものをしながらやっていくということで、結局、費用対効果、投資利益率ROIということらしいんですけども、そういったもので出した事業の成績を調べている。そして、それを報告しているという計画になってきているんです。入り込み数やっているのが6割、もうそれを脱却したのが4割ということなんですけれども、そろそろ柴田町も新しい手法に切りかえていく時期じゃないかと思う。

そのためには、まず調査をして、今の観光をする方がどこから来て、何人ぐらい来て、そしてここからどういうふうな行動をされると、1回私ここで資料をお渡ししながらやって見せたことあったと思いますけれども、そういったことをまず最初にして、そしてプロモーションをやっていないと、マーケティングというか、どういうお客さんが来ているかわからないうち

にプロモーションできないと思うんです。新しい企画をつくるということは、100%失敗しますよね。まず、その調査から入らなくちゃいけない。そして、それを踏まえた上で人材育成を2年間で仕上げるとするのは、非常に難しいと思うんですけれども、まずその調査からやる必要が私はあると思っているんですけれども、その計画も今回の中に入っていないんですけれども、いつやる予定ですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 日本版DMOの中では、やはりマーケティング調査というのが重要な位置を占めていると思います。その中で今現在調査どういうふうに行っているのかといったときに、今のところはベースになっているのは入り込み者数とか、また経済効果を図るのは、今のところ船岡城址公園内の売店の売り上げとか、そういったものを指標にまずしているわけなんですけれども、今議員おっしゃるように、観光客といいますか、お客さんがどこから来て、そしてどちらのほうに向かうのかそういった調査、結果というものを国のほうの分析している数字、リーサスという、ご存じかと思いますが、そういった数字もありますので、そういった数値も活用しながら、お客さんに満足してもらえるような対応というものも考えながら、あるいは費用対効果に合ったような事業を展開していくべきなのかと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに国とかいろんな調査団体で出している資料ありますけれども、粗いです。柴田町に特化した資料では多分なかったと思いますので、柴田町の戦略を練るためには、柴田町独自のデータを出さないと、多分だめだと思うんです。これも日本版DMOの必須条件という形でどんどん出てきますが、なぜそのDMOを国はやろうとしているのか。最初から書いてあります。データ収集分析が不十分。そして、ここにSWOT分析が、例えば例としてやりなさいと、国がもうこういうのを出しているわけです。そして、プロモーションをやっていかなければ失敗するでしょうという形で出しているんです。

ですから、DMOを目指すのであれば、最初から調査、分析、そこから入っていかなければ、次の一手を私はどうやって打つのか、非常に不安なんです。それはあくまで外部団体の資料に頼るんですか。

例えば、大河原町の例をとりますと、大河原町は各道路の通行量、何人通ったか、人数単位で全部出しています。駐車場も1台単位で出している。例えば、土手を歩くなら土手を船岡方面から何人来たというのを全部データ出しています。そのくらいは少なくとも調べるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 大河原町でデータを出しても、実際に使っていない場合が多々ございます。今回も政策的には柴田町が提案した政策を残念ながら蹴られてしまったというふうに思っております。八代市のお話もありましたけれども、恐らく私のデータでは、推進交付金には挑戦していないと。これまでは、そういう計画戦略づくり、もうたくさんだという国の政策もございまして、柴田町は計画をしながらも、実践活動に移していると、それが国の方針に合っているということでございますので、もし、戦略をきちっと立てていない事業であれば、国の採択にはならなかったろうというふうに思っております。

ですので、地道な戦略は当然必要かもしれませんが、それに行動しなければなりません。新たなアイデアを提供しなければなりません。そういった意味で柴田町のほうはアイデアのほうが行先しているのかもしれませんが、この実践活動を通じて、人材というのを育てていくということでございます。

今後、成果につきましては、一応計画書の中で市場モニタリング調査というものも計画書の中に、3年計画の中に入れておりますので、秋本議員おっしゃるような心配、何もなくてやっているわけではないということでございますし、企画した事業についてもきちっと、何回も国と相談した上で認められた事業でございますので、柴田町はその事業を推進しながら、多くの観光客を集めていきたい。現にインバウンド推進協議会では、2,000人を超える柴田町始まって以来の外国人がことし訪れておりますので、事業を進めながらも戦略と照らし合わせて、実践活動の中でこれからも人を呼び込む政策を展開していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） また入り込み数が出てきたと思いますけれども、違う形で移していただければと思います。ただ、先ほど自立してこの法人を動かしていくという話あったと思うんですけども、どのような仕組みで自立した組織にしていこうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） まず自立するためには、やはり自己財源、どういったものを自己財源にしていくかということが一番ネックになってくるかと思っております。そうなったときに、今考えているのは、当然旅行の新たなプラン、旅行コースのプランをしながら、こういったコースに入ってくださいというコースを提案しながら、旅行の事業をつくったりとかすることによって、新たなイベントを仕掛けることによりまして、場合によっては駐車場の使用料とい

うものも新たに発生してくるか。そういったものも自己財源の一部に入れながら、足りないところは場合によっては町の負担なり、あるいは企業からの協賛金、そういったものを得ながら、独立した組織にしていきたいというふうに今のところ考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今観光プラン作成で金もうけするという話なんですけれども、どういう、旅行会社やるというわけじゃないんでしょう。どういうプランでお金をいただく形なんですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 実際にできるかあれなんですけれども、旅行ツアーを実際に組んでみて、今後柴田町だけじゃなくて、広域的なコース、仙南エリアを一まとめにしたようなコースを組みながら、そういったもので旅行会社のやっているような事業を、またこの会社の中で、会社といいますか、失礼しました、このDMOの中で運営できれば、そういったものもやっていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、社団法人で旅行会社を運営するという形なんですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） そのとおりです。一般社団法人の中で旅行業も、コースを組んだりなんかしながら、旅行のための費用というものも収入に入れていくというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そういう広域事業に町のお金出せるんですしたっけ。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） その辺は問題ないというふうに捉えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうしますと、例えばまだ先の話になると思うんですけれども、法人のほうの運営の意思決定、それはどういうふうな形で意思決定していくことになるんですか。例えば、先ほど商工会なり、インバウンド推進協議会に入っているのをキーメンバーとしてやっていくとなったときに、それは出資額に応じて意思を決定していくのか、どういうふうな意思決定機関になるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 当然今お話ししました協議会を組織するメンバーの中で、意思

決定をしながら、場合によってはその会員の中から会費等、出資金等を募りながら、組織を立ち上げていくというような流れになると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 商工会とか会員という話、商店街という話ありましたけれども、その辺に出資を募るといふ段取りはもうとられているわけですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今のところまだそこまでは話が進んでおりません。まだ、あくまでインバウンド推進協議会、2月に立ち上がったばかりの組織でございますので、今後の事業展開の中で、将来的な目標として、DMOの組織を立ち上げ、組みかえていくというような話もする中で、そういったものも話をに入れていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 先ほど独自財源を持つために、例えば駐車場の管理費という話もありましたけれども、例えば観光物産協会に今まで委託管理していたのをつけかえるという意味ですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 国に対する計画書では、本来国は、法人化を目指す場合は、株式会社、要するに民間企業から出資を集めて自立しなさいと。そういう趣旨で最初は動いていたんですが、各観光インバウンドをつくろうとする協議会方式でやっておりますと、現実的に無理だと。それも3年でやれという国の命令でございますので、これは無理だという声が上がって、だんだん財源が補助金でもいいというふうに変ってきているところでございます。

ですので、柴田町で提案したのは、出資金もいただく、年会費、それから公共施設の指定管理、それから冬のイルミネーション等の駐車料金、西側駐車場です。そういうことも考えております。

また、観光関連の調査事業委託、ツアー商品、イベント企画料等々、これをもって自主的に運営していくということで提案をさせていただきました。この提案したときに、いいご意見をいただいたんですが、舟山彰議員からは観光物産協会と統合という話がありましたので、これは大きな選択の一つかなというふうには位置づけているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、今町長の中から補助金という話は出てこなかったんですけども、補助金はなしという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） もちろん国が補助金でもいいという、当初の段階では補助金の運営、じゃなくて出資ということだったのですが、補助金もいよいよなはずに変わってきましたので、もし自立できない助走期間である場合については、限定して補助金を出すことも考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 仙南のほうでもある町のほうで、少し動いているところありまして、そのところも補助金でずっと動いているんです。それがいつ自立できるのか、本当にそこが悩みの種だという話を聞いているんです。ですから、こういう組織、確かに日本版と言わなくても、DMO、形の上で稼ぐ組織ですから、自分で動かなくちゃいけない。だけれども、それをやるためにはかなりの時間もかかるし、キーマンも必要になってくる。だから、本当にやるのであれば、今からそれを踏まえた上で、人づくりをする意味だということで、もう先行投資をやっていって、失敗しても構わないというそのくらいの気持ちで動いていかないと、人は育たないと思うんです。

最初から、一から、私はちょっと自立というのは無理かなと実際のところ思っているところあるので、ただ補助金として助走をつけていくということは、必要だと思うんですけども、それを暗に続けていっちゃうと、いつまでたっても自立できないということに陥っちゃうのが通例なんです。ですから、その辺を踏まえた上で全体的な計画を立てていただきたいんですけども、これから先ほどいろんな資料を調べているという話をしたんですけども、日本全体の観光客を見ていくと、ちょっとずつなんですけども、国内の旅行客というのは減ってきています。そうすると、ある人はゼロサムゲームという形で、少なくなるパイをみんなで食い合いをするゲームがこれから始まると、ちょっと言い過ぎな点もありますけれども、ある意味、正しいということも言えるんです。

そうすると、例えば商工会なり、一般の町民、会員、ある一定の方を会員としてやるとすると、そこの方から出資をいただくのはいいんですけども、それが投資利益率がどのくらい上がってきて、どのくらいの見返りがあるのか、それがはっきりしなければ誰もお金を出しませんので、いつまでたっても自立できない、いつまでたっても補助金頼りという形になるおそれも私あると思っています。

そういったことを踏まえて、もう一度自立計画について、ちょっと今のお考えだけでいいですから、決意も踏まえた上で、お聞かせいただけないかと思います。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 日本版DMOの設立の目的というものの中に答えがあるのかと思っております。というのは、当然自立する会社、DMOというものが自立した形で運営するのも当然なんですけれども、今回のDMOの目的の一つに、もう一つの大きな目的といたしまして、観光の関連、観光関係者にも稼ぐこと、つまりいろんな先ほど秋本議員からお話しいただいたデータとか、そういったものを活用しながら、こういった形で観光事業というものをこれから展開していけば、少しでも稼げる事業になってきますというもの、そういったものも提案して、実際プロデュースするようなこともこのDMOのもう一つの大きな目的になっております。

ですから、あくまで会社自体だけじゃなくて、観光関連、あるいは農業者団体とか、商工団体とか、そういった関係者が観光事業によってもうかる、いかにもうかった事業ができるようになるか、そういったことをプロデュースするのもDMOの会社の役割だと私は思っておりますので、あくまで核となるDMOも自立するのも当然なんですけれども、そういった観光関係者がもうかるようなシステムづくりをするのも、また大きな目的ではなかろうかと私は思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） それでは、農商工連携による商店街元気アップ事業、これは中身を見ると、商工会が全部主体事業になっているんですけれども、全て商工会任せでいいんですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 全て商工会に任せるという話ではなくて、あくまでくどいようなんですけれどもインバウンド推進協議会、2月に立ち上がりましたインバウンド協議会と商工会が連携しながら、商店街元気アップ事業に取り組んでいくという形になります。先日、議員全員協議会の席でお渡しいたしましたイメージ図あるかと思うんですけれども、8月30日の議員全員協議会でお渡ししたイメージ図お持ちだと思いますけれども、あくまで商工会でできる部分、それはまず商工会と連携しながらできるまちづくり人材の育成です、これから何とか会社を興したいとか、そういった人たち、人材を育てる、そのために、まちゼミを開催したり、リノベーションスクールを開設したり、チャレンジショップ事業を支援したり、まちおこしグループの育成なんかも行っていく。あるいは、商店街の活性化のためにも農商工連携による商店街の元気アップ事業ということで、花マルシェとかのイベントを開催したりとか、さらに船岡城址公園だけのイルミネーションだけじゃなくて、商店街にもイルミネーションをやりながら、

商店街も活性化していく。

つまり、インバウンド推進協議会と商工会が一緒にならないと、この事業というのは成り立っていきませんので、その辺のことをご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 先ほど町長のほうから創業関係とは別な仕組みだという話あったんですけども、補助率3分の2という形で創業支援スクールというのも中小企業庁でやっているんですけども、そういったものも紹介して行って、たしか個人負担が1万円ぐらいで1年間の講習を受けて、ベーシックコースとか女性起業コースとか、第2創業コースとかいろいろコースがあって、そういった仕組みをやっていくんですけども、そういったことをこの中に絡めて行って、元気アップということにつなげるという、そういうものは考慮されていなかったんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 創業支援の事業になりますけれども、やはり総務省、あるいは中小企業庁のほうで進めております事業ございまして、特に中小企業庁のほうでは、ごめんなさい、総務省と中小企業庁のほうで、まず産業競争力強化法という法律ご存じかと思っておりますけれども、平成26年に成立した法律でございます。それに基づきまして、ともかく町と創業者を支援するための組織を連携しながら、まず計画づくりをやってくださいというような話がまず起きています。その関係で、創業支援のための組織を立ち上げるため、まず計画をつくります。その計画というものが実は8月5日に国のほうに申請いたしまして、8月の末に認定を受けたと。つまり、まず計画、創業者の支援のための計画書がまずはできましたと。そこから今度実際にそういった今秋本議員から提案があったような事業なりを組んでいながら、創業者を1人でも多く生んでいまいしょうというようなことで、今動き始めている、これから動き始めるところでございます。

これと、あとまた話が戻りますけれども、地方創生の中では、まちづくり人材の育成ということで、リノベーションスクールということで、今月15日に早速こういったリノベーションスクールの第1回の会合を開催しながら、起業したいという方々を集めながら、事業をこれから展開していく予定になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） わかりました。ただ、そういう事業を進めていかれるのは聞いたんですけども、例えば8月1日とか2日に、仙台で総務省の地域づくり人財塾 in 仙台というのが

ありましたし、リノベーションスクールであれば、仙台市で市長が先頭になってやっている、その発表会があったんですけれども、私両方顔出したんですけれども、柴田町の方は見なかったんですが出ている。そういうところにみんなを紹介して引っ張っていくということも一つの人材、人づくり、キーマンづくりだと思えるんですけれども、これはご存じなかったですか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 内容は、案内とかそういうもので確認はさせていただいております。ただ、あくまでこれから人材をまず確保しなくちゃなりません。創業したいという方を集めなくちゃなりません。そういったことでまず地方創生のイノベーションスクールを開設しながら、そういった創業者をまず集めて、そこから話が始まっていくのかということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 柴田町の新しい産物ができたので、きょうお持ちしたんですけれども…。

○議長（加藤克明君） 秋本議員、マイク使って今のちょっと説明してください。

○4番（秋本好則君） 柴田町に新しい産物ができたので、きょうちょっとお持ちして皆さんの意見を聞こうと思っています。ちょっと出します。こういうお酒なんですけれども、ご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 仙台大学の方が何かつくるということで、話は聞いておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） せっかく仙台大学の学生の、仙台大学のマークのついたお酒なんですけれども、これ非常にいい資源だと思うんですけれども、これをどう生かしますか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） まずいただけないと話が進まないかと思えます。そのお酒、やはりいろんな日本酒、いろんなお酒がございます。実は、私も前商工観光課のほうにいたときに、たしか平成13年ぐらいだったと思うんですけれども、やはりさくらまつりにどうしてもお土産がないということで、たまたま秋田誉という秋田の酒屋なんですけれども、そこと連携して、柴田のさくらさくらという日本酒、実はつくった経過もございます。そのときは、観光協会のブランドで企画ということで出したんですけれども、やはり一時はブームになるんで

すけれども、問題は味だと思うんです。味がやはりより多くの方に好まれるお酒であれば、特産品としてより長く愛され続けるような商品になっていくものだと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 中身については川崎町の伯楽星で、材料も全く同じで、設備も全く同じで、ただつくる人が仙台大学の学生ということで、このマークのついたお酒は、宮城県に2種類しかない。宮城大学と仙台大学。これを例えば、もし私であればですよ、例えばこれを仙台大学の学生が行って、そのときの苦労話、あるいは学長が真っ先に駆けつけていきましたので、学長の意見、なぜこれを学生にやらせようと思ったのか、そういう意見をどんどん紡いでいって一つの物語にするわけです。そして、それを町ができなければ、観光物産協会でもどこでもいいんですけれども、そういったものを出して行って、その物語を売るんです。そして、興味を持ってもらった後、一番最後にこのお酒は柴田町の桜場というところで飲めますと書いていったら、例えば桜場さん、10万円、100万円出してくれます。ですよ。

そういう形で、地域でお金を回していくということがこれからの自立なり、そのDMOの考え方だと思うんです。そういうことが一つの考え方で、あくまでこのお酒ができました、この酒どこで売っています、幾らですと、それでは売れないんです。そういう考え方に少し切りかえていくべきだと思うんですけれども、そういう売り方というのは、柴田町はできないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） またお酒の話になりますけれども、たしか農協の青年部のほうでも、たしか蔵の華という酒米を使いまして、仙南のお米を使って、地元でつくったお酒ですというようなことで売り出したかと思います。私も少しいただいたんですけれども、やはり今秋本議員言うように、話題づくり、ストーリーをつくって、商品をつくるというのには、私は賛成でございます。そういったことがあることによって、皆さんにPRするときにこういった話があったんですよということで、ただ単に飲んでもらうだけじゃなくて、話題づくりにもなってきますし、それが一つの宣伝効果にもつながっていくかと思いますので、そういった形で販売するような、もし販売ということになれば、物語が必要になってくるということを回答させていただきます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに今までの考え方から少し変えていったほうがこれからいいと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。ただ、柴田町でこれ売っているところあり

ません。残念ながら。いろいろ事情があったそうですから。

では、次の第2問目に移らせていただきたいと思います。

今までの計画を見ていくと、確かに基準年からプラスになっていって、ごみの排出量だけ増加したという口頭であったんですけども、例えば今、各いろんな施設、学校教育現場とか、いろいろ入ってくると思うんですけども、これが全部今のところ町民環境課のほうで取りまとめという形なんですけれども、これからもその形でいくんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 今回の計画においては、庁舎とあとは槻木事務所、車両センターということで3カ所の大きな施設だけでした。今後は、施設の対象を先ほど冒頭にも言いましたけれども、教育施設とか、社会教育施設とか、児童施設というようなことで、施設については拡大してまいります。

平成24年2月にこの計画書をつくった項目ごとに、27年度というようなことで拾い直しました。その結果が先ほど述べたような削減率になっているということです。次の計画になれば、いろいろと対象の施設とか変えていきたいと思っていました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今の公共施設のマネジメント関係の総合管理計画も当てはまるんですけども、柴田町全体として幾らという形で、全体として動かなくてはいけない事業だと思うんです。そうしたときに、担当課は確かに町民環境課というのが出てきますけれども、実際動いていく、例えば町全体として動いたときには、その課にとどまらずに、全体に指令を出せるような組織として、何かあったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、町長その辺は、この形のほうがいいと思われませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 何か政策的に重点的にやらなければならないときには、庁内に対策本部というものを立ち上げまして、横の連絡をとりながら進めさせていただいております。地方創生も町全体でやらなければならないということで、対策本部を設けておりますので、次の計画に各課が該当する場合には、対策本部形式で組織を立ち上げたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） この5カ年計画は、ことしが最終年ということなんですけれども、もう国のほうでは次の基準が出てきています。それについてのどういうふうな段取りをとっていくのか、お願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 今進めているのは、平成28年度までの計画です。28年度までの実績数字を押さえたいと思います。それで、次の計画においての国の指針とか示されましたので、私のほうで国の指針をもとに、新たな計画づくりをしていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 国の基準書、手引きというのが出ているんですけども、これを見ますと今の時期はもう来年度からの始まりの段取りをとって、実際に実行計画をつくるどころまで行っているはずなんですけれども、その辺まで出ているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 骨格づくりについては、先ほど言ったとおり、施設の数をややしたりということでは考えております。そんなに難しく考えることなく、次の計画は計画していきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、今までと同じようなやり方でいくということだとすると、先ほどの震災ごみが出たからごみのやつだけプラスになったという話なんですけれども、それでよろしい、そういうふうな考えで延長でよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 一番最初の枠どりの中に、町民環境課ということがあります。この実行計画を見ますと、町民環境課の数量の押さえ方については、不法投棄、あとはその中には未分別のごみが入っているということで、正直言って私から考えますと、やはり原因者が特定されないものを、基本的なごみの排出量に捉えるのはおかしいんじゃないかと、この1点はちょっと改めていきたいと思っています。

例えば、庁舎から出るごみ等については、これはきちんと節約の目標とか、立てられる項目だということなので、その辺も改めながら、枠づくりをしていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） この温暖化防止の計画は、みんなで省エネをしていって、CO₂を減らそうというのが全体を通じる考え方だと思うんですけども、この考え方に基づいた運動というので、私やっけてちょっと調べたのでおもしろいのがあったので紹介したいと思うんですが、仙台市でやっているやつなんですけれども「伊達な節電所」というのがありまして、これは毎月電気の使用量をこういうので送ってくるんです。ここに今月の使用量、それと前年度の

使用量が出ているんです。それを写真で撮って、そしてここにQRコードもついていますから、ここに送るんです。ということは、前年度よりも下がったということが写真でわかれば、その人は参加資格があるという形で、そういったものをどんどん集めていって、そして抽選でマグカップだとか、LEDのデスクライトとか、そういったものが何人かに当たるということで、かなり応募数が多くて、これちょっと見ると7基分ぐらい電気料が減っているんです。

これは仙台市だから、人口が大きいからこういうことになるのかもしれないですけども、例えばこういうのをちょっと考えていったときに、それはもし何もなければ、柴田町からほかのところに出ていくお金です。それをこういう形で削減するということは、そのお金が消費に回るかもしれないわけです、自分の地域内で。そういう考え方をしていいたら、単にCO₂削減するという、国から言われたからやるという、そういうことじゃなくて、これを利用してこの運動を広げていって、地域内にお金を回そうという計画も多分できると思うんですけども、おもしろいと思いませんか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 今お話聞いていまして、非常にいい政策だと感じました。我がほうでも直轄する施設とか、あと車関係の節約には努めていますけれども、やはり一般家庭を対象にした施策となれば、やはり非常に参加しやすいということで、そうしますと町民が一体となって、その省エネに取り組む機運ができるだろうということを考えました。

その内容等について、ちょっと調べさせていただいて、次の計画の中に盛り込みできればということで考えていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 観光計画からずっとお話を進めてきたんですけども、国のほうもこれからの考え方、進め方として、あくまで主観から客観性を持たせた計画に切りかえなさいと多分言っているんだと思うんです。そういったことから、いろんな指標を出していって、新しい指標に切りかえようという話も出てきていますので、そういったことを踏まえた上で、地域内にお金が回って、地域循環の経済ができるようなそういった仕組みをこの形に切りかえていければ、大変ありがたいと思えますし、その方向で考えていただきたいと思えますことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（加藤克明君） これにて、4番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

次に、7番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔7番 佐々木裕子君 登壇〕

○7番（佐々木裕子君） 7番佐々木裕子です。大綱1問質問いたします。

町内の安全管理等について。

先日閉幕しましたリオオリンピックでは、日本選手団の目覚ましい活躍により、過去最多の41個のメダルを獲得いたしました。若手選手の台頭は特に著しく、とても励まされ、2020年の東京オリンピックにさらに弾みがついたと喜んでいる次第です。

しかしながら、主な競技の会場となりましたリオデジャネイロの治安情勢はよいとは言えず、オリンピック会場のテントに流れ弾が着弾するなど、一歩間違えば、選手の命を奪う事態になりかねなかったと、安全確保の重要性を認識いたしました。

柴田町でも、仙台空港の民営化に伴い、インバウンドに今後さらに力を注いでいくことになると思いますが、国内外から訪れる観光客の安全確保のみならず、地域住民の日常の安全確保が大変重要になると思います。

このような観点から、以下について質問いたします。

- 1) 町内の防犯灯設置数と場所の現状、及び今後の設置計画は。
 - 2) 防犯カメラの設置数と場所の現状、及び今後の設置計画とその運用は。
- 以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、町内の安全管理、2点ございました。

1点目。町内の防犯灯設置数は、平成28年4月現在で3,404基となります。防犯灯は夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や、防犯上必要とされる場所に設置するものであり、設置場所の状況に応じて、電柱に共架したものや、専用の柱を建てて取り付けを行っております。

防犯灯の設置場所については、地域と地域をつなぐ幹線道路については、町が新設改良を行いますが、地域内の生活道路については、地域計画に基づき、地域づくり補助金を活用して、地域で新設改良を行っていただくよう役割分担をしております。

なお、地域が実施する場合においても、町で保管しているLED灯具を無償支給するとともに、電気料の支払いや修繕などの維持管理については、町が行っているところであります。

これまでの設置計画では、子供たちの通学路や学校周辺のLED化を重点的に実施してきましたが、今後の設置計画につきましては、地域からの整備要望をもとに地域と協議し、地域と町が役割分担をしながら整備を進めてまいります。

また、維持管理につきましては、電気料の軽減を図るため、引き続き、みやぎ環境交付金事業を活用し、既存防犯灯のLED化に取り組んでまいります。

2点目。防犯カメラの関係でございます。

犯罪の抑止等に効果が期待される防犯カメラは、町が設置しているものとしては、槻木駅コミュニティプラザ及び自由通路に10台、船岡駅南口駐輪場に6台、船岡駅北口駐輪場に6台、槻木駅東口駐輪場に5台、槻木駅西口駐輪場に2台、しばたの郷土館に3台、船岡中学校に1台となります。

町の防犯協会が設置しているものとしては、槻木駅西口に2台、柴田町商工会建屋に1台となります。両方合わせて36台が設置されております。

その他といたしましては、観光用の定点カメラとして、船岡城址公園の里山ガーデンハウスと観光物産交流館さくらの里にそれぞれ1台のカメラを設置しております。

今後の設置計画につきましては、船岡駅南口のロータリー付近に1台を設置する予定で、関係機関と協議をしているところでございます。

運用につきましては、現在、県においてプライバシーの保護に配慮した適正な設置・運用を図るために、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの策定を進めておりますので、本町においても活用して運用してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

2時55分から再開します。

午後2時43分 休 憩

午後2時55分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、まず初めに昨年度生活道路として行政区のほうで町の助成金を活用して新設した防犯灯というのは、何基ぐらいありましたか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 平成27年度で61灯になります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

- 7番（佐々木裕子君） それでは、行政区が防犯灯を設置するのは、この数年どれくらいふえているのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 3年間で申し上げます。平成25年度37灯、26年度45灯、27年度61灯でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（佐々木裕子君） ただいま平成27年度は61灯ということでしたけれども、幾つの行政区で設置したのか教えていただければと思います。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 平成27年度61灯というふうに申し上げましたけれども、行政区の数では19となります。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。
- 7番（佐々木裕子君） これも行政区は年々ふえているのかどうか、お伺いいたします。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 3年間で申し上げますと、平成25年度は15の行政区、26年度は18の行政区、27年度は19の行政区となっております。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。
- 7番（佐々木裕子君） 今防犯灯の数がふえている、設置の数がふえているということでしたけれども、1基当たりの費用はどれくらいになるのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 防犯灯を設置する場合は、電話柱に設置する場合と、電力柱に設置する場合、あと単独で建てる場合というふうにあるわけですが、大体1灯当たり費用はそれぞれスリーパターンありますので、4万円台から10万円台かかることとなります。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。
- 7番（佐々木裕子君） 今、電柱に取りつけるものと、電話の柱に取りつけるものと、単独で新しく建てるものだと思うんですけども、3通りあるようでしたが、これは行政区からはどのような補助金と、全体的に全部同じ補助金の補助率は同じなのかどうか、お伺いいたします。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 7割を町から補助金として交付しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、新栄通線と県道114号線の角田線の丁字路付近なんですけれども、そのことについてちょっと伺いたします。新栄通りには結構こうこうと電気がついていてなんですけれども、県道側は角田柴田線になりますけれども、ここはほとんど明かりがない状況です。辛うじて歩道側とあと田んぼ側になるんですけれども、歩道側には辛うじて1本だけ防犯灯がありまして、それがかきのついたような古いものが1本建っておりまして、結構、辛うじて明るいかなというような感じで、そこにちょうどたまたまお好み焼き屋が近くにありまして、その看板のほうの明るさで辛うじて明るさが保たれているような状態なんです。田んぼ側には全然なかったと思います。確認したところ。

それで、新栄通りに、角田柴田線のパチンコ屋のあるほうから入ってきまして、新栄通りの大きい道路に右折しようと思うときに、ちょっとその手前が物すごく暗くて、明かりがないものですから、目印も何も立っていないんです。それでわかりにくいという意見をいただきました。何か目印に明かりや標識とか、そういうものが欲しいということも、そういう意見がございましたけれども、町のほうにはそういう意見というものは届いていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 現在、町のほうにはそういった声は届いてはおりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 私のほうには、柴田町に越してきた方もいらっしゃいますし、また柴田町以外にも近隣の町とか市のほうからもそういう声が届いておりました。それで、柴田町に越してきた方などは、新栄通りに曲がろうとしたときに、もう気づいたけれども、後ろから車両が続いていたので、曲がれず通り過ぎてしまったということがたびたびあったそうです。今はなれて、わかるようになったというお話は何っておりますけれども、そしてあの辺は中学校も近くにございますので、下校時は子供たちも多く利用いたします。そして、車両の通行も大変多いところです。角田線ですごく、やっぱり角田市のほうに行く方も随分使っていらっしゃることもありまして、ぜひあの辺を通行する子供たちの安全、また利用する方々の安全、車両を運転する方々にとっては、わかりやすく目印となる標識なり、LEDの防犯灯なりを設置していただきたいという意見がございましたので、今まである歩道側の古いものはLED防犯灯に切りかえていただくとともに、田んぼ側にも目印となるLED防犯灯と標識等の設置を要望したいと思います。いかがですか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町でも大分LEDを導入して、スクールゾーン、それから学校周辺、大分防犯灯つけてきたつもりでございます。そうしますと、県道のほうがだんだん暗くなってきているというのも私感じているところでございます。

そこで、県道なんです、町のほうで積極的にやると、県道のほうの本来であれば先ほど言った道路交通関係は、県がつけていただかないと、県道も全て町というふうに誤解されてしまうと、これは收拾がつかなくなるというジレンマに陥っているのが実情でございます。

ですから、新栄通線の丁字路については、看板、それから街路灯、こちらについては改めて大河原土木事務所のほうにお願いをしていこうかというふうに思っております。ですので、今までは町道を中心にやってきましたが、県道についてどうしていくか、これも大河原土木事務所と調整をさせていただかないと、県道の分まで街路灯、並びに防犯灯をつけますと、だんだん守備範囲が広がってしまっていて、本来やるべきところまで柴田町がやらなければなりませんので、その矛盾に陥っている状態。ただこのまま放ってはおけませんので、いつかの時点では県道も町のほうでという、それはあくまでも防犯灯なんです、やらざるを得ない時期が来るのかというふうに思っております。

ですから、新栄通線の丁字路につきましては、まずは街路灯について私のほうから大河原土木事務所のほうに働きかけさせていただいて、その後の歩道の防犯灯については、町でやるようになるのか、調整をさせていただきたいというふうに思います。

それで、町民の方には、そういうふうに町長が全てやれないんだということも話をさせていただかないと、何でも柴田町がやれるわけではありませんので、交通信号も同じです。それから横断歩道の設置も同じなので、やはり新しく来た町民の方にもそういうことをちょっとお話していただくといいかというふうに思います。

特に、仙台市の人を見ますと、柴田町は暗いというメッセージが実は届いておりました。仙台市と柴田町比べられても、なかなかつらい面がございますので、その点も議員のほうからお話をさせていただきたいというふうに思っております。県道の件については、早速、大河原土木事務所にお話をさせていただきたいと思います。ぶつかったところでいいんですね。（「そうです」の声あり）あと看板もあわせて要望させていただきます。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、防犯灯について最後になりますけれども、防犯灯の明かりをLEDに切りかえているようですけれども、今後もLEDに切りかえていくものと思っておりますけれども、町としての切りかえどきをどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 現在ある灯具のふぐあい、また新たに新設する場合については、LED化を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、ありますか。

○7番（佐々木裕子君） じゃあ、LEDで明るい町、そして安全・安心なまちづくりに向けて、今後も安全管理に努めていただければと思います。

それでは、2問目の防犯灯のほうに移らせていただきます。

○議長（加藤克明君） 佐々木裕子さん、これ2問目は防犯カメラじゃないですか。

○7番（佐々木裕子君） 失礼いたしました、防犯カメラです。ごめんなさい。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 失礼いたしました、防犯カメラです。ごめんなさい。

防犯カメラを町で設置した経緯というものはどのようなものがあったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 先ほど槻木駅の西口に2台、柴田町商工会建屋に1台ということでお話をさせていただきました。槻木駅の西口なんでございますが、階段付近に1台とあと槻木駅西のロータリーの交差点側のほうにということで、1台ずつ設置してあります。その経緯につきましては、不審者情報等がございましたということで、警察のほうと協議をいたしまして設置をしたものでございます。

また、柴田町商工会のほうに設置しておりますものは、七十七銀行とコンビニの十字路の方向を向いて設置しているわけでございますけれども、そちらも警察のほうから不審者情報ということがありまして、協議いたしまして設置したという経緯でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） 先ほど町長答弁で、36台設置してあるということですが、結構多く設置してありますけれども、これまで活用されたことというのはあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 実際に防犯カメラで警察のほうで活用したという事例はございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） 警察で活用されたということで、中身のほうは余りそういうことはお話しできないんだと思いますので、ちょっと詳しくはお聞きいたしません。

それでは、先ほど船岡駅の南口と聞いたと思いますが、そちらにつけるといふことですが、実際何かの事件などは起きているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） やはり船岡駅の正面、南口でございますけれども、不審者情報、また下半身露出というようなものもございまして、そういった関係から警察のほうからお話がありますので、そういったことで協議をして設置の方向で考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、そういういかがわしい事件というのがいいのか、あれなんですけれども、そういうことが起こっているということですね。

それでは、事件といえればた千桜橋付近にふれあい農園というのがございます。そこで、たびたび野菜とか、農機具も盗まれるようなことをちょっとお聞きいたしました、町はご存じでしたでしょうか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） ふれあい農園の方々からは、特には聞いてはおりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） しばた千桜橋ですけれども、今先ほども町長答弁において、通年観光で利用するようにしていきたいというような答弁があったと思います。しばた千桜橋やそれからあそこの土手は、結構散歩する方とか、学生が通学等で利用している子供たちもおります。また、これから曼珠沙華まつりやみやぎ大菊花展、それから光り輝けしばたのイルミネーションなど、いろいろなイベントがございましてけれども、町内外ばかりじゃなくて、これから外国の方も大勢観光客の方が訪れるものと思いますので、さきに話したように犯罪を犯すような方がいるということなので、今後どのような事件に発展するやもしれませんので、利用者や観光客の安全管理の充実を図る上で、しばた千桜橋へ防犯カメラの設置を提案したいと思いますけれども、どのように思われますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長ですか。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今現在、しばた千桜橋に向けて観光物産協会のホームページをごらんになると、しばた千桜橋が山頂から定点カメラがついておりまして、しばた千桜橋を映しております。ですから、そういったものがある意味抑止力につながるのかなということと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） しばた千桜橋近辺というか、そういう近辺を守るためにこれからつけるという考えはないということですね。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今あくまで観光目的で設置したカメラでございますので、今お話ししました観光物産協会の定点カメラにつきましては、今後、いろんなそういった情報とか、しばた千桜橋周辺での不審者情報とかそういったものがあれば、少しズームアップをしながら、カメラを増設するなり考えていきますけれども、当面は今の定点カメラで対応してまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） では、次に昨日町政報告において、町長よりふわふわドームの完成におけるセレモニーの報告がございました。8月27日です。このかわいで一番大きいふわふわドームが太陽の村に完成となりましたが、これまで山形県東根市に何かドームがあったそうで、そちらのほうに大勢の家族が行っていたことをこの前伺いました。

今後、この太陽の村にそのご家族が、柴田町のほうが近いので大勢来ていただけるのかと思っております。そして、楽しいひとときを家族で過ごしていただければと思っておりますけれども、そこで安全管理についてお伺いしたいと思っております。

現在どのような管理体制となっているのか、お伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） ふわふわドームにつきましては、現在観光物産協会のほうで管理をお願いしているんですが、使用開始が一応9時から、使用時間が9時から5時までということで、今の時間帯ですとそういうお願いをしています。当然冬時間という形になると、もう少し4時とか、3時半とかという形になると思うんですが、その際に使用開始する時間、使用終了時間に関しては当然見守るんですが、あとは11時と2時の時点で現場のほうを確認しているような状態でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） 今、使用中見守っているということでしたけれども、そうすると必ず1名の方がついているというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 1名の方がついているというよりも、ふわふわドームそのものが全

国的にはいろんなところで公園の中に遊具として設置されているものですから、その安全性に関しては大体信頼してよろしいのかと思っております。

ただ、ぬれている場合とか、そういった場合には遊ばないとか、そういった当然のルール、靴を脱いで遊ぶとか、とがったものを持っているとか、そういったものを身につけて遊ばないとか、そういった当然のルールは看板のほうに書いてあるので、子供がちょっと読めなくても、親御さん含めて管理していただければと、見守っていただければと思っています。

特段1人がついてというよりも、遊具というのはそういったものだという事ですので、太陽の村というか観光物産協会に関しては、近くまで行って、その時間帯、例えばどういう状況かというのを確認したり、あと何人のお客様をご利用いただいているかということも含めて、見守っているというような状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） では、今使用中はそういうふうにして見守るということで、見られているんでしょうけれども、使用後や夜間の監視等は怎么样了ですか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 現在のところは、夜間あとは当然使用している間というよりも、観光物産協会の職員がいる間は当然管理というか、確認できる状態ではあるんですが、ああいう場所の性質上、今現在は誰もいないというか、監視できない。ですので、朝来た時点で確認するという状態です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） せっかくできたふわふわドームですから、興味本位からいたずらされないとも限らないと思うんですけれども、課長はどうお思いになりますか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） ああいった珍しいというか、この辺では珍しいという状態なので、確かにそういった意味合いで興味を持つ方はいらっしゃるかとは思いますが。あとは、太陽の村も最近も含めてなんですけれども、年に1回か2回ぐらい、木を切って火をつけたりとか、不法投棄の甚だしいものがあつたりとか、夜間とかそういったことだとは思いますが、そういった状態でございますので、そもそもそういったことを心配はしていたわけなんですけど、ただ現在のところは、管理上どういった課題があるかを含めて、様子を見ながらということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） それでは、せっかく大金をかけて、このかいわいで一番大きいドームなものですから、いたずらされないように昼夜監視できるように、子供たちの安全を監視する上と、それからいたずら防止や犯罪を未然に防ぐためにも、ふわふわドーム付近に防犯カメラの設置を行ったらいかがかと思えますけれども、どう思われますか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 先ほども回答させていただいたんですが、今現在ふわふわドームを設置したばかりでございます。あと、今後とも上の日時計前広場から、下のふわふわドーム付近含めて、遊具等を設置していく予定がございますので、そこも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それも含めてというお話がございましたけれども、何事も起きないうちにやっぱり設置することが必要だと思います。それで、早々に設置をお考えになったほうがよろしいのではないかと改めて提案させていただきます。

○議長（加藤克明君） 要望ですか、提案、要望。

○7番（佐々木裕子君） じゃあ、要望といたします。

○議長（加藤克明君） わかりました。ということでございます。再質問は。

○7番（佐々木裕子君） ございます。最後に、では。

それでは、最後に町内に防犯カメラの台数は何台ぐらいあるのか、把握されているでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 先ほど申し上げましたのは、町で管理している台数でございます。個人で設置している方もいらっしゃいますでしょうし、金融機関とかコンビニなんかでも設置しておりますので、町のほうで全体数についての把握はしてはおりません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○7番（佐々木裕子君） それでは、現代社会において今防犯カメラが必要不可欠なものとなってきつつあります。これからも町の安全や犯罪防止、また事件解決に活用されるなど、活用はされていますので、柴田町の安全管理の充実を図る上で、今後とも取り組んでいただければと願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、7番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

次に、10番佐々木守君、質問席において質問してください。

[10番 佐々木 守君 登壇]

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守、大綱2問質問をさせていただきます。

第1問。介護サービス縮小検討について。

厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会を開き、訪問介護のうち、掃除や調理、買い物など生活援助サービスについて、要介護度が低い軽度者に対する給付を縮小する方向で、本格的な検討に着手したと報じられています。生活援助縮小の検討対象として、要介護1・2の軽度者を介護保険から外して、町村の事業に移す案や、事業者に支払う報酬を引き下げて保険財政の支出を減らす案が浮上しています。厚生労働省は、年末までに制度見直し案をまとめ、来年度の通常国会に関連法案を提出する方針で、2018年度実施を目指すとあります。

そこで、伺います。

- 1) 掃除や調理など生活援助のサービスを縮小（要介護1・2）について町の対応は。
- 2) 福祉用具、住宅改修の費用を原則自己負担（要支援1から要介護2）とすることについて町の対応は。
- 3) 65歳から74歳までの自己負担割合を1割から2割に引き上げることについての町の対応は。
- 4) 給与が高い大企業社員の保険料引き上げをどう思いますか。また、大企業社員だけではなく、所得の高い人も保険料引き上げになるのでしょうか。
- 5) 若年性認知症に対する介護施設が足りていない状態について町の対応は。

大綱2問。アレルギーのある子の給食の誤配・誤食について。

食物アレルギーのある子供の給食について、間違えて配膳してしまう誤配や、ほかの子供に配膳されたものを食べてしまう誤食が、保育所の約3割で起きていることが、厚生労働省による全国調査でわかりました。約1割の1,500超の施設で実際にアレルギー症状が起きていたとされています。

町は、こういった誤配や誤食に対して、どのような対策をしているのか伺います。

- 1) 保育所や学校給食において、誤配や誤食の対策はどのように行っていますか。
- 2) 実際にアレルギー症状が起きてしまった場合、どのような対応をしていますか。
- 3) 給食センターでは、どのような対策をとっていますか。
- 4) 保護者には、どのような対応をとっていますか。
- 5) 校医や保育所嘱託医とは、どのような連携をとっていますか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、町長。2問目、教育長。最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木守議員の大綱1問目の介護サービス縮小検討について、5点ほどございました。

1点目から4点目までは関連しますので、一括でお答えいたします。

厚生労働省の介護保険部会で協議されている課題は、毎年ふえ続ける介護保険給付費に、団塊の世代が75歳になる2025年以降の保険給付費がさらに増大すると、介護保険制度の継続は難しい状況になることが想定されていることです。

この2025年問題に対処し、介護保険制度を維持できる制度とするために、保険給付対象の見直しは避けて通ることができないものとなっております。介護保険部会では、検討対象として、1点目、要介護1・2の方の生活支援サービスの縮小、2点目、福祉用具や住宅改修など自己負担割合の見直し、3点目、前期高齢者の利用者負担割合の見直し、4点目、利用者負担の上限額の引き上げ、5点目、第2号被保険者の保険料の引き上げを検討項目としております。

1点目の生活援助サービスの縮小で問題と考えられるのは、要介護1・2の人は、認知症の方も多く、身体介護の必要性は低いものの、生活援助サービスのニーズが高いと思われることがあり、相当不協和音が出るのではないかと危惧しております。

2点目、3点目と4点目の福祉用具と住宅改修の費用の自己負担の増額や、利用者負担割合の引き上げ及び上限額の引き上げになれば、低年金の高齢者は介護サービスの利用を控えるようになり、生活の質が下がって介護認定の悪化になったり、さらに家族に介護の負担がかかり虐待も懸念されます。また、介護を理由とする離職の増加も考えられます。

5点目の問題点として、現役世代の第2号被保険者の介護保険料の算定方法が、総報酬割になれば、協会けんぽに加入の中小企業の保険料は下がるものの、大企業加入の健保組合及び公務員加入の共済組合の保険料負担は増加すると試算されております。

これらの検討項目につきましては、介護保険部会において実施の問題点などを十分に検討されると思いますので、動向を見きわめながら、介護保険の適切な運営に取り組んでまいります。

5点目、若年性認知症でございます。宮城県が調査した宮城県若年性認知症把握調査の報告によると、県内の事業所では、受け入れ意向はあっても、受け入れの経験がない事業所が8割を超えております。本町におきましては、認知症対応型共同生活事業所の6事業所のうち、若年性認知症の受け入れ可能な施設は3施設となっておりますが、これまで若年性認知症の入所実績はございません。若年性認知症の方を入所させる場合の問題点として、高齢者の認知症の

方との年齢差による生活習慣などの違いがあり、利用者同士の理解が大変難しいものとなっています。また、施設職員の若年性認知症の専門的な知識と経験不足、さらには若年性認知症の入所者に対して、専任担当の問題など、さまざまな課題があるため、簡単に入所できないのが現状であります。

現在、本町の若年性認知症と思われる方は、16名となっております。この方々の多くは、家族の見守りがあり、家庭での生活を営むことができるため、入所を希望する方は現在のところございません。若年性認知症の方の介護については、小規模多機能型居宅介護サービスや通所サービスの利用であり、また、家族の介護負担の軽減のため、介護家族交流会への参加などを実施しながら、継続的に支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 2 問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 大綱2 問目のアレルギーのある子の給食に関する質問にお答えします。

初めに、食物アレルギーについてですが、食物アレルギー源となる食品としましては、牛乳、鶏卵、エビやカニなどの甲殻類、魚卵、そば、ピーナツなどさまざまな物が挙げられており、幼児期は食物に対する反応が過敏で、アレルギー発症率が高くなっています。アレルギー症状は、皮膚症状が多く、年齢が上がるにつれて改善し、症状を起こさずに食べることができるようになる軽症の場合が多いのですが、重症の場合には、アナフィラキシーショックとなることもあります。

なお、これまでのところ、町内の小中学校などにおけるアレルギーに関する事故は起きていません。

それでは、質問5 点にお答えします。

1 点目は、誤配・誤食の対策についてです。保育所では入所時に保護者と面談し、アレルギーの有無について聞き取りをして、主治医から指示された食事療法の内容を確認しています。その主治医の指示を踏まえて、給食室では対象となる児童の除去内容を掲示して、区別して調理を行っています。また、保育室でも対象児童の個別の献立を共有し、給食提供前に除去内容をチェックすることとしています。職員の研修においても、アレルギーの専門医を講師として招き、研修を行っています。

小中学校では、年度初めにアレルギー疾患に関する調査や、健康調査を実施し、食物アレルギーを有する児童生徒を把握しています。また、学校給食センターでは、保護者や学校と連絡

を密にしながら、アレルギー反応を起こす可能性のある児童生徒の保護者に、献立の原材料と成分を詳細に掲載した食品成分表を事前に配布し、摂取できない食材の献立がある場合には、保護者と担任教諭が連携協力することで、児童生徒が摂取できない食材を除去して食べていることを確認するなど、事故防止に留意しています。

また、緊急時に備えるため、養護教諭が食物アレルギーなどに関連した講習会や研修会に率先して参加し、研修内容を職員会議などで全教職員に周知を図っているところです。

2点目は、アレルギー症状発症への対応についてです。保育所では、常に保護者と密接に連携し、厚生労働省から提示された保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づき、適切な対応を図ることとしています。また、それぞれの保育所で保護者への連絡や救急病院への搬送などの緊急時の対応の手順について、取り決めを行っています。

小中学校では、個々の児童生徒のアレルギーを把握しており、緊急時には日本学校保健会で作成した学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインなどを参考に、各学校が作成した緊急対応マニュアルを活用して、児童生徒が所持している内服薬を服用させたり、かかりつけの病院に搬送するなど、個々に応じて対応をするようにしています。

なお、重篤な状況の場合には、速やかに救急搬送に対応できるよう、柴田消防署と学校が連携しております。

3点目は、給食センターでの対策についてです。給食センターでは、できるだけ複数のアレルギーゲン、例えば卵とエビとカニなどが1日の献立で重複しないよう留意しながら、献立作成を行っています。また、小中学校との打ち合わせ会の折には、担任教諭に除去するアレルギーゲンを正しく理解し、給食時に十分配慮してもらうようお願いする機会を設定したり、保護者に対しては、文書などによりお子様に対して取り除く食品を理解させていただくよう協力を求めるなどして、事故防止に努めております。

4点目は、保護者への対応についてです。保育所では、入所時の面談以後も最低年1回、主治医の指示について確認を行います。また、毎日の献立をあらかじめ保護者に確認していただくよう協力していただき、保護者と担任など複数の目でチェックする体制をとっています。小中学校では、前段で回答しましたとおり、事前に献立の原材料と成分を詳細に掲載した食品成分表を配布することなどで、事故が起こらない体制をとっております。

5点目は、学校医などとの連携についてです。乳幼児期に発症した食物アレルギーの多くは、成長とともに治癒することが多いと言われておりますので、保護者には主治医のもとで定期的に検査を受け、食物アレルギーの経過を診ていただくようお願いしております。

また、学校医や嘱託医とは主に健康診断による健康管理を行っていただいておりますので、緊急時には指示を伺うことができるよう連携を図っています。今後も食物アレルギーによる事故が発生しないよう、保護者や学校、関係機関などと密接に連携しながら、安全でおいしい給食を提供してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

佐々木守君、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） まず、第1点目ですが、町長から回答を受けましたけれども、もう少し具体的にお伺いをしてまいりたいと思います。

社会保障費の抑制が狙いで、厚生労働省は年末までに制度見直し案をまとめ、来年度の通常国会に関連法案を提出する方針です。2018年度の実施を目指していますが、ただ多くの高齢者にとって、給付のサービスの削減となるため、調整は難航が予想されますが、平成25年6月会議でも軽度の要支援1・2が町に移管された場合のサービスについて質問しました。現在、町は軽度者向けサービスをめぐっては、要支援1・2の人への訪問介護と通所介護が2015年度から段階的に市区町村に移行中ではありますが、現在移行中の状況をお聞かせください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 介護保険の要支援1・2のほうの介護予防給付については、町としては平成29年4月から現在の給付対象から、地域支援事業の日常生活総合支援事業に移行する予定となっております。ただし、今回の移行につきましては、サービス内容については町で決めるんですけれども、これまでのサービスが低下すると、今まで受けていたサービスが受けられないという形になりますので、現在のところは同じまんま地域支援事業に移行するというので、現在進んでいるところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 前回質問したときは、町に移管された場合でもサービスの低下はないというふうに答えていただいたと思うんですけれども、今移行中において、やはりサービス低下がないのかどうかをお伺いします。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 現在については、給付はそのまま今現在行っております。停止していることはございません。移行中は、介護予防サービス給付のまま動いております。来年の4

月から、サービスについては先ほど言ったように日常生活総合支援事業の中にあって、現在の給付内容と同じ内容でサービスを提供するよう今進めているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 生活援助縮小の検討対象は、要介護1・2の人、生活援助は重度者を含め約80万人が利用しており、掃除の割合が最も高い。次いで、調理、洗濯、買い物等の順になっているようですが、この訪問介護サービスが現在よりサービス低下が心配されるんですけども、移行された場合にはそういう心配はありませんか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 現在のところ、まず要介護1・2の人たちの部分については、先ほど町長も答弁したように、認知症の初期の方がおります。そういったところを考えますと、生活援助サービスが介護サービスからなくなって、要支援と同じように地域支援サービスになった場合には、かなりちょっと混乱を招くというふうに考えております。答弁のとおり認知症の方もおりますし、やはり生活援助サービスがなければ、高齢者の方が1人の高齢者の方というふうに考えれば、ひとり住まいであればなかなか生活は難しくなってくるということもありますので、これについては、やはり現場を知っている市町村のほうで声を上げて、そういった形で移行するのについては、今後十分な対策を講じた上で移行していただきたいという考えにはなるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） この場合、要支援の方々、要介護じゃなくて要支援の方々は切り捨てられていくんじゃないかという心配をしているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、混同したくなっちゃうんです。要支援1・2と要介護1・2は違うということだと思います。先ほど言ったように、要支援の方は確かに地域支援事業の日常生活総合支援事業のほうに移りますが、町としてはそういう方もやはり介護予防という形では、どうしても給付と同じように訪問も必要ですし、通所という形の介護予防は必要だと思います。

ですから、その分については、これまでと同じようにサービスを事業所に実施してもらうという形です。決して、要支援の方を切り捨てるというふうなことについては、今後行わない。ただし、もう一つ進めていかなければならないのが、その要支援の人たちの生活援助サービスを、やはりどこかで縮小をかけていかなければならない部分があると思います。それは資格職

がないからなんです。介護保険のヘルパー、それから介護福祉士というものが絶対的に不足して行く中で、生活支援サービスはその資格職が行わなければならない業務かということなんです。

ですから、その分についてを地域支援事業という形で、資格を持っていない方でもサービス給付ができるのではないかという形なので、それを町のほうで今後地域支援事業の中で設計して、サービス提供ができるようにしていくというのが今後の課題だという形になっています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 福祉用具などの自己負担化は、要支援1から要介護2までが検討対象なんですけれども、現在福祉用具を利用している軽度者は全国で110万人にも上るとされているんです。町としては、このサービスも今と変わりなくサービス提供できるというふうに考えているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 福祉用具については、問題になっているのは保険制度のように点数が決まっていないということなんです。要するに、メーカーにより例えば使う椅子、お風呂で使う椅子や、それからポータブルトイレなど、どうしてもメーカーの価格になってしまうという形で、その価格の差が多くあるということが問題化しております。

これについては、ある程度の基準額をもって給付をするという形で、平均化できれば、その給付が抑えられるのではないかというふうな目線もあります。1、2の方がということではなくて、現在のところは割合の負担を1割負担、2割負担というふうな形で、現在の1割負担を2割負担にするという形で、給付を抑えるというふうなことを検討するという形になっているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今度の改革では、社会保険審議会の介護保険部会では、75歳未満のサービス上の自己負担を2割に引き上げる案や、現役世代の保険料負担見直しも議論するとしていますが、町としてはこういうことに対してどのように対応して、考えでおられるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） まず、介護保険の利用者負担の1割というものについての実態なんですけれども、まずほかの保険制度の負担との差です。一番はそこが問題化しております。要するに、社会保障という形になりますので、健康保険等については大体3割負担になっており

ますし、高齢になった場合には2割と。その中において、介護保険のほうの給付が一律1割になっているものについて、実際にその負担割合は適正な負担割合なのかということがまず第一視点で検討されているところになります。

ただ、介護保険の場合は一時的に使うものではなくてずっと、一応使い始めたら、そのサービスは毎月使うわけです。そういったところで、その負担割合の適正化について、部会のほうで検討するというふうなところになっております。

先ほど言われました前期高齢者の65歳から74歳までの方については、認定率というのが1.何%なんです。実際に介護保険を使う方の多くは、75歳以上で12.3%とかというふうな形で、うちの町の数字なんです、そのぐらいのものになっています。そうすると、前期高齢者の場合については、そういったところを含めて利用者が少ないということから、負担割合を2割にしてはどうかというのが、この利用者割合の負担の増というふうな形になっています。ただ、これにつきましても、若くして介護保険を使うようになった場合には、かなりの負担になるということもありますし、今度高額介護サービスのほうの給付もそこでひっかかって、2割になった場合にはひっかかるということがありますので、高額介護サービスと利用者負担の2割のバランスを検討しながら、介護保険部会のほうで今後利用者負担の割合を検討するという内容になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 介護保険の中心は、高齢化で膨らみ続けていくわけですがけれども、自己負担を含む総費用は2016年度に10兆4,000億円の見通しで、制度が始まった年度の2.9倍となると試算しています。

こういう状況を、町としては膨らむ一方の介護給付費を今後どのように抑えていくつもりなのか、伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） うちの町のほうも例年、本当に給付費の増加という形でなっております。しかしながら、うちの町の場合の高齢化率、それから認定率というものについては、全国平均を下回ったものになっております。具体的には、認定率、それについては全国平均が大体18%、18.5%程度だと思えます。それについて、うちの町のほうの認定率は14%という形で、約4%の減と。これについては、やはりこれまで地道にやっております介護予防施策がこの4%の差という形で大きく出ているのだというふうに私は認識しております。

ですから、他の市町村で介護予防のそういった施策を組んでいなければ、やはり国平均、ま

たはそれを上回るような形の給付という形になっておりますが、本町においては介護予防がしっかりこういうふうに各行政区ごとサークルがあったり、任意のサークルがあったりして、介護予防にやっけていただいておりますので、そういった形で他の市町村よりは上昇率、それから上昇率も認定率も低いというふうになっておりますので、それを今後とも続けて、介護保険の給付費が抑制されていけばというふうを考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 町長にお伺いしますが、私も間もなく後期高齢者の仲間入りをする年になってまいりまして、団塊の世代よりもちょっと私は上なんです。しかし、私としては、日本の発展に七十数年かけて貢献してきたつもりでおります。その中で、政府がこういう方針を打ち出したことについて、どんどん町のほうに制度を移管していく。何か高齢者を切り捨てていくような制度に思えてならないんです。町長は、こういう制度の移行に対してどのような考えをお持ちですか、お答えをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長、いいですか。

○町長（滝口 茂君） 団塊の世代が2025年に75歳ということになると、一番やっぱり介護保険を安定的に将来にわたって持続すると我々行政側からすると、そういう考えもございます。そのときに、今のこの税金の投入、国の予算の投入では、そのふえた分は利用者の負担、それから現役世代の負担に頼るということなので、やはりここは国のほうでもちろん国を守るというのは、海外から国を守るということは当然やらなければなりません、私は常に地域の足元から日本は崩れかかっているのではないかと。守るべき日本が崩れかかっているというふうに思っております。そのためには、財務省と厚生労働省、将来若い方々が今政治をやっているわけですけれども、将来のことを思って、税金をもう少し投入するという方向にいかないと、抜本的な解決はいかなくて、サービスを切り捨ててではないんですが、縮小せざるを得ないということでございます。

正直、私も65歳になって、介護保険の納付書が来ました。最高限度額一気に払いましたけれども、これは大変なことになるというふうに思いました。守さんは75歳、私も65歳になりました、納付書で初めて納めました。ですから、その立場なので、もちろん協力はするんですが、他の方々、この金額で納めるほうも、それから利用料金が上がっていったら、全体の年金が伸びない中で、本当に大変なことになると。ですから、これは財務省がやっぱり厚生労働省にももう少し税金を投入すると、そういうふうにして解決していく、もちろん税金の投入だけではなくて、我々も自覚してなるべく介護にならないように、自分で健康の管理をする、両方をやっ

ていかないと、破綻してしまうと。それで破綻してしまったら、75歳の佐々木守議員には大変申しわけないというふうに思いますので、そうならないように、これはやっぱり私一人ではなくて、地方からこういう声を上げていかないと、中央省庁の人はわからないんじゃないかというふうに思います。

これは、町長自身の問題ではなくて、柴田町議会も含めてみんなで地方からの声を発していけないといけないというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） もう一つお伺いします。町長も介護保険払うような形、年になったということなんですけれども、私今ちょっと実感しているのは、定年が65歳までになってきて、それ以上まだ働きたいという方がいて、70歳ぐらいまで働いていかないといけないと。生活のためということもあるとは思いますが、健康を維持するためということも考えながら働いている方もいると。

ところが、年金プラスそういう収入が出てくると、やはり高所得者になってくるんです。そうすると、国民健康保険がどんどん上がってくるんです。介護保険の負担も上がってくるんです。そうすると、人によっては、町長はさっき立派なお答えをいただきましたけれども、せっかく働いてみんな介護保険のほうに持っていかれるのかと。あるいは、介護保険だけじゃなくて、所得関係の税金等も当然ふえていくわけです。そういうことを考えたときに、せっかく働いているのに、かえって働かないほうがいいやというような考え方にならないかということも、ちょっと心配しているんです。その点は、町長はどう思いますか。とにかく所得が上がる、定年後にも働いている、そういう人からもどんどんとにかく取っていくという体制でよろしいのかどうか。どういうふうに考えていますか、お伺いしたいと思う。参考のために。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 65歳を過ぎますと、体力ががくっと落ちますので、ただ働き続けるということは難しいと。やっぱり65歳を過ぎての働き方というのは、生きがいで働き方とあとは自分の人生でございますので、自分の好きなことをする趣味の時間と両方が両立するような働き方をやっていかなきゃいけないというふうに思います。

そのときに、所得が上がれば上がるほど、国保、介護がふえてくると。今は健康でございますので、将来自分もそういう立場になるので、今は人のためだという気持ちもありますけれども、ある程度限界を超えてきますと、佐々木守議員言ったようなことになりかねないというふうに思っております。

ですから、本当に団塊の世代が75歳になる2025年、国のほうもしっかり介護保険の将来像、それから年金の将来像、それから定年の延長、これも考えていかないといけないと。国がちょっと私から言うと忘れてるのは、そういう保険制度を維持するためにある程度働いてもらいたいというのはわかるんですが、その分地方で、地域でやっている助け合い、こちらのほうが逆に働いているために、崩れてしまうと。この崩れてしまった問題点を全て末端の基礎自治体の首長にかかってくると、ここを忘れてるんじゃないかというふうに思っております。

全て地域、地域と、今介護保険も在宅医療、在宅福祉と言っておりますけれども、私はもう地域の中でそれは立場上、町民には言っておりますが、将来は地域で在宅医療、在宅介護、私は難しいのではないかとという別な私もいるんです、実は。その辺も国のほうで、単に地域に全部押しつけても、働く人は65歳以上で体力は落ちるわ、人はいないわ、区長になる人はいないわ、これが現実だということをもう少し情報発信力が足らなければ、私もいろいろとお話しして、一介護の部門だけで考えても、もうだめだということも何かの機会に国のほうに伝えなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○10番（佐々木 守君） わかりました。私も一生懸命、社会貢献をさせていただきたいと思えます。

それでは、次、若年性認知症について、2点ほどお伺いします。

県は、平成15年から16年2月まで調査を行った結果、若年性認知症の人は291人となっており。これらを受け入れることがある施設は、2割弱、町長からも回答をいただきましたけれども、受け入れ体制が整っている施設は3割だと、こういう状態の中で施設に受け入れてもらえない方からの相談は、町にはないのでしょうか。お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 若年性認知症の方が施設に入れないという相談はありません。ただ、若年性認知症の方の相談はあります。要するに、まだ若年性認知症の方を施設に入れたい、家族の方が介護ができないので入れたいという形の相談はない。若いから、まだ施設に入れないで、何とかなるという形。特に、若年性認知症の場合には、認知度が進んでも肉体的にはまだまだ若いので、至って元気に見えるんです。会話とかが成り立たなかったり、やはりちぐはぐなところが出てくるんですけれども、そうすると家族のほうが高齢者の普通の一般の特別養護老人ホームに入れるような形のものとは、かなり認識が違うということで、施設にどうしても入れてくださいという相談は今のところはありません。家族のほうの方が若年性認知症で、ど

ういうふうにしたら在宅で介護ができるかという相談が多く出ております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ということは、在宅の場合の介護の仕方についての相談が多いということですか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） そのとおりです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 2点目は、認知症が発症後はほとんどの方が職を解かれるといますか、退職に追い込まれているということですが、この関係で障害者年金の受給や、精神保健福祉手帳取得などの経済的な支援につながる相談、あるいは支援はどのように町としては行っていますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 若年性認知症の方が、まず若年性認知症と診断を受けるまでの期間というのはかなりかかります。通常の認知症と同じようなんですが、なかなか若いので認知症かというところの診察までに至らないのが実態なんです。そのために、鬱病とか精神的な疾患ではないかというふうな形で、どうしても認知症が見られてしまう。最終的に認知症というふうな診断を下されるのが、平均的には2年ぐらいかかるんです。その間にどうしても働いている方であれば、いろんなことでミスとか、そういうことが起きてしまうので、どうしてもその時点で会社を解雇されてしまったり、そういうことが実情的にあります。

町のほうには、やはり若年性認知症かもしれないから、ご相談がある場合については、いろんな形で相談には乗っておりますし、対策もとっております。その場合については、保健師を含めて協力をいただいたり、または診断のためにそういった認知症の先生のところにご紹介したりすることもしております。地域包括支援センターのほうが中心になって、生活の上から、それから診断、それからそのほかの年金とかそういったところに引き継ぐという形で今対応させていただいているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） わかりました。

じゃあ、次は大綱2問目のほうに移らせていただきます。

先ほど教育長からご答弁詳しくいただいたんですけども、重複して質問するところがあるとは思いますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

というのは、この誤配・誤食、これのマニュアルを見させて、ちょっと私も勉強させてもらったんですけども、膨大なんです。とてもなかなか理解できるものではないと。そういう膨大なマニュアルの中で、仕事をなさっている方々がどのように対応されているのかということをお伺いして、ちょっと詳しく聞いていきたいと思うんです。

教育長から答弁いただいたことに対しての重複な点があるとは思いますが、その辺はご容赦いただきたいと思います。

まず、第1点目。保育所の誤配や誤食に対して、厚生労働省が調査を行った結果、全国で「間違えて配膳した」が1,890件、「他の子供に配膳した」が727件となっており、3割に上っているということです。ですから、誤配や誤食は本町でもこのような事例が起きているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 保育所につきましては、船岡保育所では180人のうち10人がアレルギーです。槻木保育所は123人のうち、8人がアレルギー。西船迫保育所は110人のうち4人ということで、占める割合がかなり少ない状況になっております。

それで、これは複数の目で必ず除去して、誤配・誤食全くなないように実施しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○10番（佐々木 守君） こういった誤配・誤食、これで重篤になった例はありますか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） それについては、全くございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 保育所は厚生労働省が作成している食物アレルギー対応マニュアルを使用しているんですか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） そのとおりでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） それでは、幼稚園・小学校は、文部科学省が作成している食物アレルギー対策マニュアルを使用しているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） そのとおりでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

- 10番（佐々木 守君） 厚生労働省が全国の保育所を対象にした食物アレルギーの調査によると、アレルギーのある子供はゼロ歳から6歳児全体では4.1%で、低学年ほど有病率が高い。5歳児では2.3%、6歳児では0.9%だが、ゼロ歳児で6.5%です。1歳児で7.2%となっている。このような調査を町では行ったことがありますでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 先ほどアレルギーの数をお答えいたしました。それは当然年代別に把握しております。船岡保育所ですと、1歳児が2人、2歳児が1人、4歳児が5人、5歳児が2人、合わせて10人。槻木保育所ですと、ゼロ歳児が1人、1歳児が2人、3歳児が2人、5歳児が3人、合わせて計8人。西船迫保育所ですと1歳児が2人、3歳児が1人、5歳児が1人、合わせて4人。全保育所、今現在473人おりますが、そのうちアレルギーが合わせまして22名でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 10番（佐々木 守君） 本町では、特に年齢が低いから高いということではないですね。
- 議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） そういう比率は余りございません。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 10番（佐々木 守君） マニュアルでは深刻なミスを防ぐためには、調理、配膳、食事といった段階ごとのチェックが不可欠としているが、本町での対応はどうなっていますか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 当然給食室でそれぞれの対象の児童のアレルギーの品物を除去して、それを調理をもう完全に区別して調理して、アレルギー22人であれば22人分は、3保育所で合わせて22名でございますが、完全に分けて、それであとは配膳するという形になっていきますので、全く誤配・誤食についてはございません。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。
- 10番（佐々木 守君） 今度は給食センターでの対応をちょっとお伺いしたいと思うんですけども、調査対象になった食物アレルギーのある子供が全国で5万1,000人のうち、約8%に当たる4,000人が1年間に保育所でアレルギー反応、アレルギーを起こしているということなんですけれども、原因となる食材は卵、鶏卵が最も多く、牛乳など乳製品、それから魚類、小麦といった取り扱いを給食センターではどういうふうに対応しているのかをお伺いしたいと思います。わかる範囲で結構です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今お話しされた鶏卵がかなり多いですが、教育長が答弁したとおり、そういうアレルギーに対応する成分はなるべく混在しないような形で、調理はしておりますし、学校におきましては、自分がアレルギーに反応する成分を自分で除去して食べるというふうな対応でやっているのが現状でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） それでは、次は保護者との対策ですけれども、保育所に入ってから食物アレルギーが判明する子供が1,700人余りいたと。これは、厚生労働省の調査ですけれども、原因食材で、キウイフルーツを含む果物、魚類が目立ったと。東京慈恵医大の吉沢穰治講師は、ふだん家庭で食べていないものを給食で食べたのではないかということをお話として上げております。

このような事例について、保護者と話し合いは行われているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今まで保育所に入ってから、食物でアレルギーが発見されたということは、ちょっと聞いたことはないんですけれども、先ほどの教育長の答弁にもありましたとおり、入所時前に面談をして、アレルギーの有無を確認させていただいて、アレルギーがある場合は、今度栄養士が保護者と個別面談を行って、全てチェックして、どの品目がだめなのかということをお話して全部把握させて、それで給食を提供しているということになっております。

それで、先ほどの答弁ありましたとおり、小さいお子さんはやはり年齢が上がっていくと、アレルギーが解消していくということもありますので、必ず保護者の方には年1回以上主治医の診察を受けて、あとはアレルギー、この品物はもう食べられるようになったということであれば、それを連絡していただきたいということまで行っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） わかりました。

それでは、こういうアレルギーの問題が深刻なケースというのは、結構あると思うんですけれども、ただ本町ではそういう事例がないということで、非常に安心をしているんですけれども、しかし万が一起きた場合には大変なことになるんです。ですから、そうならないことが一番いいんですけれども、なった場合にどういうふうに対応していくのかということになると思うんですけれども、学校医あるいは担当医とのそういった保育所、保護者との対応という形で話し合いをしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 最初に保育所のほうお話しさせていただきたいと思いますが、やはり保育所の場合は、主治医の先生を一番重視しております。主治医の先生の指示を保護者が必ず保育所のほうに伝えていただいて、それで万が一アレルギーが発生した場合については、主治医に仰ぐという時間もなかなか難しいかと思っておりますので、その場合はやはり救急対応という形にならざるを得ないと思っております。それで、対応せざるを得ない場面は、今まではないんです。あった場合については、本当に主治医の時間を待つ前にもう救急対応をお願いするということで、それと一緒に保護者にも連絡するという体制をつくっております。

○議長（加藤克明君） 学校医は教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 万が一の場合です。現状として考えられるのは、私どもの小学校のほうにもエピペンを使用している子がお一人います。現在医療機関にも通っていて、今通常的にはお弁当を持参しているんですが、少しずつ給食を食べられるようにはなっています。ただ、やっぱり現実的には、アナフィラキシーというのが発生する場合がありますので、当然持参しているものに対しては学校側のほうも理解しておりますので、有事の際にはそれを活用した回復というふうな形になると思っております。

ただ、それ以外の子供たちにおいても、主治医等々から内服薬等を持参している子供たちもいます。その子らについては、当然その事象が発生した折には、それを含めた処置を先生方に対応していただきまして、やむを得ぬ場合については救急搬送という形の対応をとっている現状でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 緊急対応の医療機関は、どこになっているんですか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 担当している主治医に指導を仰ぐことになるかもしれませんが、そこか、あるいは救急的なところであれば、当然みやぎ県南中核病院とか、そういう形になると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） じゃあ、最後にですけれども、保育所のほうは、アドレナリン注射、エピペンですけれども、これは対応はどういうふうにしているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） エピペンについては、今現在対象児童がございませんので、

今のところ対応することがありませんが、その場合、指示された場合については、それは投与するということになるかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 緊急対応医療機関は、みやぎ県南中核病院でよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 学校と同じように主治医か、もしくはもう主治医が遠い場合もあります。仙台の病院に行っているとか、いろいろあると思いますので、そのときはやはりエピペンの場合は、効果が15分ぐらいしかないのです、その間に運ぶとなると、やはりみやぎ県南中核病院が一番適切かと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、10番佐々木守君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時18分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月6日

議 長

署名議員 番

署名議員 番